総務常任委員会

平成25年5月24日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

 ②木澤 正男
 ○小林 誠
 中川 靖広

 吉野 俊明
 嶋田 善行
 小野 隆雄

 坂口 徹
 中西議長

2. 理事者出席者

副 町 長 池田 善紀 教 育 長 清水 建也 乾 総務部長 善亮 総務課長 黒﨑 益範 安藤 晴康 同課長補佐 谷口 智子 同課長補佐 企画財政課長 西巻 昭男 同課長補佐 松岡 洋右 同課長補佐 税務課長 福居 哲也 加藤 惠三 同課長補佐 真弓 啓 会計管理者 西川 肇 監查委員書記 教委総務課長 山﨑 善之 生涯学習課長 同課長補佐 佃田 眞規 東浦 寿也 同 係 長 平田 政彦

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 大塚 美季

4. 審查事項

別紙の通り

開会(午前9時00分)

署名委員 小林委員、中川委員

委員長

おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、た だいまより、総務常任委員会を開会いたします。

まず最初にですね、本年度互選によりまして、私、木澤が委員長を務めさせていただくことになりました。副委員長共々よろしくお願いいたします。

本日もですね、暑いと感じる方は、上着等、ネクタイなんかも緩めていただいたら結構かと思いますので、理事者の皆さんも自分の体感にあわせてそれぞれの格好をしていただければと思います。

それでは、最初の委員会ですので、当委員会所管の総務部、教育委員会について、異動のあった係長以上の職員等及び新規採用職員の紹介を お願いしたいと思います。 乾総務部長。

総務部長

(職員紹介)

委員長

清水教育長。

教育長

(職員紹介)

委員長

西川会計管理者。

会計管理

(職員紹介)

者

委員長

ありがとうございました。委員会に出席される職員以外の方は、退室 していただいて結構です。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

(午前9時4分 休憩)

(午前9時5分 休憩)

委員長

それでは、再開いたします。本日の会議を開きます。 初めに、副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

副町長

(副町長挨拶)

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小林委員、中川委員のお二人を指名いたします。お二人 にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおり であります。

はじめに、1.継続審査、(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘 調査、整備保存に関することについてを議題といたします。理事者の報 告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習 課長

継続審査(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に 関することについて、報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

昨日、5月23日から6月25日までを会期といたしまして、春季企画展「斑鳩の文化財展 -平成24年度実施の調査成果展-」を開催しております。

今回の展示では、平成24年度に実施した酒ノ免北遺跡隣接地や龍田 城跡での発掘調査による出土遺物を展示しております。また、町指定文 化財の指定を視野に入れた基礎調査として実施した三井地区の瓦塚古墳 群についての航空レーザ測量調査成果なども展示し、文化財の調査成果 や研究成果の紹介を行っております。

また6月10日には文化財活用センター運営委員会を開催いたしまして、平成24年度の事業報告を行い、今年度の事業計画についてご指導を賜わりたいと考えております。

次に、春季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開についてであります。この 5月4日と5日に公開をいたしまして、両日で2,486人もの見学者 がございました。今回も、官学連携の協定をしております法隆寺国際高校と奈良大学の学生に、受付や石室内の解説補助を行なっていただきましたが、その元気の良い対応に見学者も喜んで帰っていただいたところでございます。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。資料1をご覧ください。これは基本設計書の抜粋でありますが、整備の基本理念やゾーン別の整備の考え方につきまして纏めております。

まず、1ページの整備にあたっての基本目標につきましては、史跡中宮寺跡の「保存」を基本目的とし、斑鳩町が進める「文化の香り高く心豊かなまちづくり」を実現するための具体的事業として位置づけ、斑鳩町の文化振興と地域の活性化に貢献するためとしております。

次に2ページの基本理念といたしまして、1. 中宮寺跡の確実な保存と継承、2. 地域住民のみならず、斑鳩の里を訪れるすべての人たちが愛着をもてる場とする、3. 「斑鳩の里」の風景・景観を保持した整備を図る、4. 周辺文化財とのネットワークによる一体的な利用、5. 地域に開かれた緑地的環境の整備と有効利用、6. 町民と行政の協働による史跡公園の保全・活用を6本の柱としております。

そして、整備計画の考え方といたしまして、地区別の設定を考えておりまして、資料6ページにありますように、真ん中の赤い部分のAゾーンについては、来訪者が中宮寺跡を十分に理解し、遺跡の重要性や貴重さを認識することができるよう遺構整備を行なう地区、オレンジ色のBゾーンにつきましては現存する寺院とは違い、寺院跡として長い年月を経た姿を今に伝える歴史的景観を形成しているため、現地形を活かした整備を行う地区、グリーンのCゾーンについては地域住民の憩いの場・交流のための空間として、また、古代の斑鳩や中宮寺の姿を想像する空間と位置づけ、緑地広場とする地区、ブルー色のDゾーンについては史跡地の有効利用を図り、「斑鳩の里」に様々な目的で訪れる人たちの新たな観光拠点としても活用できるよう、多目的広場及び学習広場とする地区という4つのゾーンがある公園として整備を考えております。今後、この基本設計に基づき実施設計を今年度に纏める予定でおります。

また、3月には地元自治会を対象に史跡地内をゾーン別に整備する基

本的な整備計画(案)について説明会を行なっております。3月17日には東里自治会と芝ノロ東自治会に対しまして、また、3月20日には幸前自治会に対しまして行っております。このときに出された主な意見といたしましてはいつからどれぐらいの期間で整備を行うのか、また排水についてはどうなるのかなどの意見が出され、今年度に実施設計を纏めるのでそれにより整備期間が確認できることと、排水については現在残っている池に雨水等を集め、調整池として利用する旨を説明しております。地元説明につきましては、今後も実施設計が進む段階で説明会を開催していきたいと考えております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての、報告であります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑・ご意見等があればお受けいたします。 ございませんか。 中川委員。

中川委員

いろんな県や国の補助金も活用してもうてると思うねんけどね、これ 総額で町の負担ってどれぐらいかかるのやろ。

生涯学習 課長

町の負担といたしましては、事業費の約15%ということになってきます。あとは国、県の補助でございます。

委員長

金額は、わかりますか。

生涯学習

課長

金額はまだ実施設計が定まっておりませんので、それが出ましたら、 はっきりと出てきますので、よろしくお願いいたします。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員|

9ページにあるイメージ図なんですけども、これBゾーンの農地との 形として残しておくということですか、これちょっとイメージつかまれ へんので。 生涯学習 課長 この、県道沿いのBゾーンですね、これにつきましては、長い年月を経て今の姿、農地の姿になっているということを伝えていくために、このまま農地として残していくということでございます。また、そこへ花などを植えていきたいと考えております。

嶋田委員

まだ、イメージとしてわかへんねんけども、ぼちぼちわかってきます やろ。それと東側のちょっと出ている部分、これはどのように活用され るんですかね。

生涯学習 課長 東側の少し出ている部分、北側に出ている分だと思いますねんけども、 Cゾーンと同じように緑地地区として整備をしてまいりたいと考えてお ります。

嶋田委員

これ見ただけでは、まだまだわからんところで、おいおいわかってくるだろうとは思います。ここにはいろいろ文言並べていただいておりますが、このとおりに、観光の拠点としてなるような感じで頑張っていただきたいと思います。

委員長

小野委員。

小野委員

今、嶋田委員がちょっと気にしていることと同じことなんですけども、Cゾーンの、東側というか、北と東に出っ張ったところ、これはなんか必要性があって取得したような記憶があるんですよ。何かメインになるもの、ただこれじゃ広場で置いておくことではなくて、そのように私は思っとるんやけどね。ここへ行くのには、やはり中で、何もないところへ、緑地帯へ観光客が行くというのはあまり考えられないねんけどね、なんかそういうの、メインになるものというか、もの、オブジェクト言うんですか、そういうものをやはりここに必要だからこんだけ買収してあると思うねんけど。それらについては何も考えてないんですかね。

委員長

清水教育長。

教育長

この形そのものを見ていただくと、若干いびつな形に残っている感じ、 ご指摘だと思うんですけども、このゾーンそのものが国で認められた史 跡地という範囲でありまして、この史跡について公有化を図っていくと、 結果こういう形で、要はこの範囲が史跡地であるというふうに認められ た範囲でありまして、それを公有化をさせていただくということで。

(「違うよ、3ページ載ってるよ」と呼ぶ者あり)

教育長

ごめんなさい、この出っ張りの部分ですね。これにつきましては、用地交渉を行う中で、史跡地については、この3ページの点線の範囲内ではありますけども、用地交渉を行う中で、どうしてもこの部分についても一緒に買収をする必要が生じたということで、買収をしたという経緯がございまして、この地点につきましても、史跡と同様の一体的な整備をしてまいりたいという意味でございまして、この部分について、特に、今後、委員会もございますんで、この中でもこういったご意見があったということを申しあげながら、これについてより有効的な利用ができるものならば、してまいりたいというふうには考えております。

小野委員

だから言うてるんですよね。その取得する時にも、議会ではいろいろ議論させてもらったと思います。はっきり言って、反対もあったし、意味がないということで。だけどそれをいろいろ議論して、そしたら買っといてくれと。そういう経緯で買ってある土地だからなおさら、こういうようなこと、これ今、イメージをしていく時には、その段階で、もっと議会から、それは買うのおかしいやんかという意見もたくさんあったんですよ。そういうこともしっかりと覚えてもらっとかなね、なんのためにこの土地買ったかということですよ。だから、教育長もその当時は、この取得に関してのことについては、いろいろ関係ない部署におられたかどうか知りませんけどもね。そういうことをしっかりと見て、少なくとも買う必要があったんだというようなものを、ここへ植えつけてほし

いと。それで私が今、指摘したら、教育長もそういう答弁で、ただ単に 逃げようとするのはおかしいと思いますからね。やっぱり慎重にやって もらいたい、そのことだけ言っておきます。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終 わります。

次に、2.6月定例会の付議予定議案についてを議題といたします。 6月定例会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

はじめに、(1)特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、(2)斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について、この2つの条例については関連するものでございますので、一括して説明いただきたいと思います。

それでは、理事者の説明を求めます。 黒﨑総務課長。

総務課長

それでは、6月議会の定例会の付議予定議案であります(1)特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、(2)斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例につきまして、関連性がございますので、一括してご説明を申しあげます。

なお、説明にあたりましては、まず、今回の給与減額支給措置の概要を説明させていただき、その後、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について、その次に、特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申しあげます。

お手元の資料の3-2をご覧ください。給与の減額支給措置の概要に つきまして、ご説明申しあげます。 まず、国におきましては、厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、平成24年4月から平成26年3月末までの2年間の時限措置として、給与の減額支給が行われております。

本町におきましては、この国家公務員の給与減額支給措置の趣旨並びに国家公務員としての給与水準の均衡の原則、近隣自治体の取組み状況などを踏まえまして、本年7月から、国の減額支給措置期間が終了する平成26年3月まで実施するものでございます。

まず、(1)一般職の職員では、①給料月額で、平成25年度のラスパイレス指数が約100になるよう給料水準を引き下げるものでございます。なお、国は既に給与の減額支給を行っておりますことから、本町の平成24年度のラスパイレス指数は106.4でありましたので、この数値を約100とするため、平均約6%の減額を行うこととしております。また国の職務の級ごとの減額割合、国におきましては7級以上が10%、3~6級が8%、2以下が5%となっておりますが、これらを勘案し、本町の職員に適用する減額割合を定めております。

次に、②管理職手当、期末手当及び勤勉手当、地域手当につきましては、今回、給与減額支給措置を実施しない市町村、ラスパイレス指数が100以下である市町村でございますが、それらとの均衡等を考慮し減額しないこととしております。

次に、表の1をご覧ください。区分ごとの減額割合と7月から来年3月までの9か月間の影響額でございます。給料月額では、部長級職員(給料表の7級)で、減額割合7.8%、約160万円の影響額、課長・課長補佐級・係長級職員等(給料表の6~3級)で、減額割合6.3%、約2,760万円の影響額、係員(給料表の2級・1級、再任用職員を含みます。)で、給与減額割合3.9%、約307万円の影響額になると試算をいたしております。

次に、管理職手当では、現在、部長級で支給率を13%から11%に、 支給額では15%の減額、課長級では支給率を10%から9%に、支給 額では10%の減額を実施いたしておりますことから、今回の給与減額 支給措置は行わないことといたしております。 次に、期末手当及び勤勉手当、また地域手当につきましては、先ほど申しあげましたとおり、今回、給与減額支給措置を実施しない市町村との均衡を考慮し、減額しないことといたしております。

次に、共済組合の負担金でございますが、減額後の給料により算出することから、約684万円の影響が出るものと見込んでおります。総額では3,911万円の影響額になるものと試算いたしております。

なお、臨時職員につきましては、現行の賃金水準を鑑み、減額を行わないことといたしております。

続きまして、(2)特別職の職員等でございます。

特別職の職員等の減額内容は、各地方公共団体において判断されることとされております。まず、①給料月額でございますが、平成17年度からの給料減額の取り組み及び一般職の職員の減額割合を考慮し、現行の減額割合、町長8%、副町長5%、教育長3%に更に5%を上乗せし減額することとしております。次に、②期末手当は、一般職の職員に準じて減額しないこととしております。

次に、表2をご覧ください。町長では減額割合13%、約94万円の 影響額、副町長では減額割合10%、約60万円の影響額、そして教育 長では減額割合8%、約41万円の影響額を試算しております。

次に、共済組合の負担金でございますが、約35万円の影響が出るものと見込んでおり、総額では約230万円の影響額になるものと試算しております。

給与減額支給措置の概要ついての説明は以上でございます。

続きまして、(2)斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する 条例についてご説明を申しあげます。

はじめに、お手元にお配りいたしております資料の3-1の2枚目の 要旨で説明をさしあげたいと存じます。

国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み実施されている、国家公務員の給与減額支給措置については、地方公務員においても速やかに国に準じた必要な措置を講ずるよう、本年1月24日に閣議決定がされ要請が行われたところでございます。

その要請の内容は、主に国の給与削減支給措置による相対的な給与水

準の上昇部分を引き下げるものであり、本町におきましても、この国家 公務員の給与減額支給措置の趣旨並びに国家公務員との給与水準の均衡 原則などを踏まえまして、本町の一般職の職員の給与を減額することに ついて、特例を定めるものでございます。

1. 主な制定内容についてでございます。

まず、(1)趣旨(第1条関係)についてでございますが、給与の特例を定める趣旨を規定しております。

次に、(2) 一般職給与条例の特例(第2条関係)についてでございますが、①第1項関係でございますが、この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間、以下「特例期間」と申しますが、においては、一般職の職員に支給する給料月額から、給料月額に次の区分に応じてそれぞれ定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずることとしております。

職務の級ごとの支給減額率は、2級以下の職員は100分の3.9、3級以上6級以下の職員は100分の6.3、7級の職員は100分の7.8としております。

次に、②第2項関係でございますが、次のアからウに定める給与は、 それぞれに規定する額を減ずることといたしております。

まず、アでございますが、一般職給与条例第18条第1項、これは公務上の負傷等による長期休職の場合でございますが、第1項に定める額を減ずることといたしております。

次に、イでございますが、一般職給与条例第18条第2項又は第3項、これは公務上の負傷等を除く長期休職の場合でございますが、第1項に定める額に、100分の80を乗じて得た額を減ずることといたしております。

最後に、ウでございますが、一般職給与条例第18条第4項、これは職員が起訴をされた場合の長期休職でございますが、第1項に定める額に100分の60を乗じて得た額を減ずることといたしております。

次に、③第3項関係では、給与の減額、時間外勤務手当等の算出に必要な勤務1時間当たりの給与額は、一般職給与条例第13条の規定により算出した給与額から、給与額に当該職員に適用される支給減額率を乗

じて得た額に相当する額を減じた額とすることといたしております。

次に、(3)斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の特例(第3条関係)についてでございます。

特例期間におきましては、部分休業が承認された者に係る勤務1時間当たりの給与の減額は、第2条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の減額を準用することといたしております。

次に(4)斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例(第4条関係)についてでございます。

特例期間におきましては、介護休暇が承認された者に係る勤務1時間当たりの給与の減額につきましても、第2条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の減額を準用することといたしております。

次に(5)斑鳩町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の特例 (第5条関係)についてでございます。

特例期間におきましては、企業職員の給与の支給について第2条の規 定を準用することといたしております。

次に、(6)端数計算(第6条関係)についてでございます。

算定する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てること としております。

最後に、(7)委任(第7条関係)についてでございます。

この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることといたし ております。

続きまして、2. 施行期日でございますが、平成25年7月1日から 施行することといたしております。

斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例についてのご説 明でございます。

続きまして、(1)特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例に ついてのご説明をいたします。

お手元にお配りをいたしております資料の2の2枚目の要旨で説明させていただきます。

国の給与減額支給措置の趣旨等につきましては、先ほどご説明をさせていただいたところでございます。本町におきましては、平成17年度

から特別職の職員等の給料の減額を行っておりますが、国家公務員の給 与減額支給措置の趣旨並びに一般職の職員の給与の減額等を考慮し、更 に特別職の職員等の給料を減額することについて特例を定めるものでご ざいます。

1. 主な制定内容についてでございます。 (1) 趣旨(第1条関係) についてでございますが、給与の特例を定める趣旨を規定しております。 次に (2) 特別職給与条例の特例(第2条関係)についてでございます。この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、特別職の職員に支給する給料月額から、給料月額に次の区分に応じて、それぞれ定める割合を乗じて得た額に相

①町長の減額割合は、100分の13、副町長は100分の10でございます。

当する額を減ずることといたしております。

次に(3)教育長給与条例の特例(第3条関係)についてでございます。特例期間においては、教育長に支給する給料月額について、給料月額から、給料月額に100分の8を乗じて得た額に相当する額を減ずることといたしております。

最後に、(4)端数計算(第4条関係)についてでございます。

算定する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てること としております。

続きまして、2. 施行期日についてでございますが、平成25年7月 1日から施行することといたしております。

以上、特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申しあげます。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 中川委員。

中川委員

この近隣で100超えている市町村って、7か町の中であるのかな。

総務課長

近隣7か町でラスパイレス指数100を超えているのは、平群町、三郷町、王寺町でございます。

中川委員

皆、各町、斑鳩と同じようにこういう減額の議案提出しはるのかな。

総務課長

減額の方向で検討をされていると聞いております。

平群町につきましては、既に減額中でございますので、その他の三郷町、王寺町については実施をされるというふうに聞いております。

委員長

池田副町長。

副町長

平群町の補足させていただきましたら、平群町は、この3月議会で、 既に約10%の一般職、減額をされておりますので、去年のラスは確か に奈良県で1番高い108.9でしたけども、今はもう100を切る状 況になっておりますんで、今回の条例の改正はされない、あとの王寺町 や三郷町は実施されると、このように理解を願います。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

そしたら、私のほうからも少しお聞きしたいんですけども、今回、国のほうが当初予算の段階でですね、もう交付税を削減してきているということで、当初予算の審査のときにも報告いただいていると思いますが、その国が削減してきている金額というのは、わかるんですかね。

委員長

西巻企画財政課長。

企画財政

課長

今回の地方公務員給与の削減についての交付税の影響額なんですけれ ども、これにつきましては、先ほど委員長申しあげられましたとおり、 当初予算で、削減するよという内容のほうは出ておりますが、ただ、本 算定が8月となっておりますので、その詳細は今の時点ではわかってい ない状況でございます。ただ、国のほうが簡単な指標と言いますか、試 算を示した額で言いますと、約5,400万円程度が削減されるものと 言われております。ただ、この一方で、新たに平成25年度に地域の元 気づくり推進費というのが新たに創設されました。この交付税措置につ きましては、ラスパイレス指数や職員の数などを加味されて、これに見 合う額を地方に交付税措置しようということで、創設されたものでござ います。これにつきましても8月の算定時期まで詳細はわかりませんけ れども、国が示された情報提供の額によりますと、約3,300万円程 度が増額になるだろうということで、差し引き2,000万円程度の減 になるのではないかというふうに、現時点では考えているところでござ います。以上です。

木澤委員

あともう1点、今回、職員の給与の改定ということなんで、組合との話し合いを持っておられると思うんですが、その組合のほうとの話し合いの状況についてお尋ねしたいと思います。 黒崎総務課長。

総務課長

組合との交渉についてでございますが、5月の16日に職員労働組合と交渉を行っております。今回の交渉の内容についてでございますが、国の給与削減の支給措置の概要とかですね、国からの情勢、また近隣の状況等、本町の遡及の内容について、説明を申しあげました。組合は、期末勤勉手当とか地域手当は減額しないこととか、そしてまた今回、住民の理解を得るために行うものであるということについては、一定の理解をいただいたというふうに考えております。

委員長

他によろしいですか。

(なし)

委員長

そうしましたら、次に、(3)斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正

する条例について、また、これと関連いたしますので、3. 各課報告事項の(1)斑鳩町スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則について、あわせて理事者の説明を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習 課長

6月定例会の付議予定議案(3)斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてと、各課報告事項(1)斑鳩町スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則につきまして報告いたします。

すこやか斑鳩・スポーツセンターのトレーニング機器の利用につきまして、現在は利用される都度に200円の使用料をいただいておりますが、3月議会での一般質問で利用回数券等を発行して、利便がよくなるように検討できないかとの質問があり、研究してまいりたいと答弁しております。その後、回数券方式を採用されている大和郡山市、大和高田市に状況をお聞きいたしました。大和郡山市においては約半数の利用者が、また大和高田市においては約7割から8割の方が回数券を利用されているとのことでありました。また当町の利用者に意向を確認したところ、確認した112人中の91人、約8割の方が回数券があれば利用するとのことでありましたことから、回数券方式を導入しようとするものであります。

それでは、資料4をご覧ください。まず、条例でありますが、別表3に使用料を纏めておりますが、その中のトレーニング機器の使用料の欄中「1人1回につき200円」を「1人1回につき200円(回数券11枚綴2,000円)」に改めるものであります。

また、施行規則の改正でありますが、資料7をご覧ください。回数券の様式を、様式第5号として定めるものであります。

施行期日につきましては、6月議会で議決をいただけましたならば、 7月1日より施行して参りたいと考えております。

以上、6月定例会の付議予定議案、斑鳩町スポーツ施設条例の一部を 改正する条例についてと、各課報告事項、斑鳩町スポーツ施設条例施行 規則の一部を改正する規則についての報告であります。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受け

いたします。 小野委員。

小野委員

これ、回数券作成する経費っていうか、どこから捻出しているんですか。

生涯学習

課長

回数券につきましては、こちらでできるコピー等で印刷をしてまいり たいと考えております。それに領収印を押して確認を取っていきたいと いうふうに考えております。

委員長

他にございませんでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

これ2枚目見ると、いろんな用具、使用料取っておられますけれども、 今回トレーニング機器だけの回数券作成ということなんですけれども、 他のものについての回数券を作成する予定等はあるんですかね。

生涯学習 課長

トレーニング機器につきましては、トレーニング室ということで、個人使用される方から利用される分でございます。他の用具につきましては、団体様がアリーナ等を予約されて、その際に使用されるものでございますので、その点ちょっと区別して、今考えているところでございます。

嶋田委員

わかりました。そしたらシャワーなんかは団体で使われるわけなんで すか。

生涯学習

課長

シャワーにつきましては、今、改修をしていく予定でおります。それにつきましては、100円を入れてシャワーを使っていくということで考えております。

委員長

清水教育長。

教育長

団体と個人の違いという形で説明を申しあげたんですけども、それは

まあ一方であるんですけども、要はトレーニング機器を個人でお使いになる、お1人当たりの頻度が、やはり他の器具の使用頻度と違うということでご理解を、何回も何回も、人によってはですね、週に3回、4回来られる方もおられますんで、そういう方が毎回毎回200円をお支払いいただく手間を省くという点、それと事務方の手間を省くという点もございます。利便性を図るという点もございます。シャワーにつきましては、今、担当が申しあげましたように、シャワーの機械にコインをそのまま入れていただいて、お使いいただくという形になりますんで、ちょっとこの回数券には馴染まないということでご理解を賜りたいと思います。

委員長

小野委員。

小野委員

だから、その回数券の制度取り入れるの、個人と団体に区別するから、 ややこしい答弁せないかんと思うんですよ。だから、別に団体で、例え ばバスケットボールの用具1組300円ってね、だからこれは団体で使 用しはるけど、その団体が全部、回数券があれば、1回でも余計に来れ るという、そういう感覚で来客者っていうんかな、利用者の利便性を図 っていくという意味でね、やっぱり考えていかないかんのと違うかな。 私はこの回数券を印刷とかに回して経費かかるんやったら、どれぐらい のあれ考えていかんなんのかなと、利用者をね。現場で印刷して押して 使ってもらう、その合間に作れるという、そういうことやから、実質的 な経費というのは別にいいしと。それでトレーニング機器を利用される 方増えていけばいいことだなと思ったんですがね。当然、他の、同じ使 用料ですから、その団体やから回数券というような、そんな答弁ではお かしいと思います。やはり研究していくんだと、増やしていくという目 的があれば、増やしていけるんだ。だから、同僚議員も、そしたらシャ ワー団体ですかと聞かれるんやと思うしね。そんな苦しい答弁するんや ったら、もうちょっとしっかりした指針を持って、これを今、一部改正、 条例まで改正していくんだったらね、それも検討してますというような 答弁で、やっていくべきやと思います。前向きに考えていかなおかしい

と思います。その点についてどうですかね、教育長。

教育長

団体、個人というよりも、先ほども申しあげましたように、使用頻度の関係が大きいというように考えてございまして、バスケットボール、バレーボール、バトミントン用具につきましてはですね、使用になられる団体等々からですね、そうしたご希望がある場合は、やはり前向きに検討していくべきであろうというふうに考えてございます。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

企画財政 課長 それでは、6月定例議会の付議予定議案の(4)平成25年度斑鳩町 一般会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申しあげます。 恐れ入りますが、資料の5をご覧いただけますでしょうか。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億2,230万円とするものでございます。

初めに、歳入予算の補正についてであります。第18款繰入金の財政調整繰入金で、平成25年4月から、防犯灯設置補助制度の限度額の引き上げ等を行い、自治会管理の蛍光防犯灯をLED防犯灯への切替えの助成を実施することとしており、平成25年度のLED防犯灯への切替えに係る意向調査を実施した結果、当初予算額を上回る補助金額となり、このご要望に応えるため、防犯灯設置補助金を増額してまいりたいことから、その財源として財政調整基金5,230万円の取り崩しをお願いしております。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。資料の裏面をご 覧いただけますでしょうか。 第2款総務費では、防犯対策費で、歳入で申しあげましたとおり、防 犯灯設置補助金について増額補正してまいりたいことから、その費用5, 230万円の増額補正をお願いしております。

次に、第3款民生費では、保育園費で、町立あわ保育園において、送迎時の園児及び地元住民の安全等を図るため、園児送迎用駐車場を整備してまいりたいことから、その費用687万9千円の増額補正をお願いしております。

最後に、第12款予備費では、本予算補正に要する財源として、68 7万9千円の充当をお願いしております。

以上で、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりました。なおですね、それぞれ、建設水道と厚生常任委員会等で所管の分については、それぞれの委員会で説明がされているということもあわせて報告しておきます。

それでは、説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 中川委員。

中川委員

この防犯灯をLEDに変更するのは、県や国の補助金ってないのかな。 町単独でっかな。

委員長

黒﨑総務課長

総務課長

町単独でございます。

中川委員

保育園の駐車場の整備は、両保育園かな。

委員長

西巻企画財政課長。

企画財政

あわ保育園の整備に関するものでございます。

課長

中川委員

たつたも送迎される保護者の方も、教員の方も、大変朝夕苦労しては るけど、たつたのほうはどない考えてはるの。

委員長

池田副町長。

副町長

まず、このあわ保育園の整備でございますけども、ご承知のように、 あわ保育園、今もう定員150から今230に条例改正もさせていただ きました。現実として230名、子どもさんが相当おられます。それだ け増えてまいりますんで、斑鳩荘園の自治会のほうからも、あそこへも う10何台ずらっと、コの字型に並んでくるわけです。そしたら非常に 危険な状態であるということで、以前からもご要望がありました。それ で議会のほうでもそういうご要望がございました。そうしたことから、 いろいろ交渉しておったわけですけども、北側の農地のほうと、それだ ったら約500平米弱ですけども、その土地を貸しますよという話がで きましたので、それを手続きを進めていきたいということで、今回この ようにさせていただきました。そしてたつた保育園、今約120名であ ります。ただ、たつた保育園のほうでも今、以前からそういう具合にあ りますけども、まずあわ保育園やって、たつた保育園についてはどうし ようかいうのは考えておるところですけども、それも纏まったら、どこ か空き地をね、借りれることもあると思いますので、それもまた纏まっ たら保護者会とも話させていただいて、検討していきたいと思っており ますので、まずあわ保育園ということで、ご理解をいただきたいと思い ます。

委員長

小野委員。

小野委員

私の孫がたつた保育園に通園してますので、私の日課として迎えということやっておりますが、あそこもやっぱり危険やね。そりや斑鳩荘園の団地中で、そうして停められるのは危険やということもあるけど、あそこの道路見てもらったらわかるとおり、大変危険なんですよ。保育園の先生が2人ほど交通整理を兼ねてやっていただいておるけども、本当

に一般の通行する車、右折するのもいれば、まっすぐ行くのもいるしね、ものすごい危険なんです。その前で右往左往しているんですよ、それが実態です。だから、やはり早急に検討してもらいたいなと。保護者会がどうのこうのというのは、また別の問題やけどね。実態をしっかり見たら、あの状態で事故が起こらないのが不思議なぐらいの状態やと思います。駐車場の問題だけじゃないと思いますけどもね、あそこはね。だから、それこそ、常にいろいろ検討していただきたいなと。それと、幼稚園の先生が、送迎用のところへ車を停めておられるのかなというような、あれも、今年度になってから感じてるんですよ。今までは前の駐車場を借りたりね、それから臨時の職員の人が停めておられるのか、なんか同じような車が狭い駐車場の中に、一番隅に遠慮して停めてますけどもね、あれはあくまでも、どうなんかな、駐車場どういう目的で作ってあるのか、それは保育園に仕事で来る人のための駐車場やと言われたらそれまでなんですがね、その点どうなんですか。

委員長

池田副町長。

副町長

私の認識でしたら、こっちの、保育園の東側にあります駐車場につきましては、保護者用として確保して、そして自分達の分については、前のほうで駐車場を借りていると、職員さんが、自分たちでお金を出して借りておると、そのように認識しておりますんで、今、1台停まっておると聞きましたけども。

(「1台じゃないよ」と呼ぶ者あり)

副町長

数台、それは確認させていただきますけども、そういうふうに認識しておりますんで、ちょっとそれは確認させてください。

小野委員

1台じゃないんですよ。一番端と端に置いてあるから2台が、どうも 私が迎えに行く時に、いつもぴしゃっと一番端に停めてあるからね。出 て行く様子もないし、その疑いがありますので、一応確認してもらいた いなと思います。時々、工事のとか配達の車がどんと置かれている時があって、その時はすぐに担当課長に電話入れて、実態見てくれということで言ってますのでね、あそこも工事を発注される、グランドの、整備も発注されると思いますけど、されているんやと思いますけど、やはり工事車両というのは、別に駐車場を借りてやってもらいたい。あそこは常にオープンにしてもらいたい。そのことも付け加えて、たつた保育園へちょっと確認の意味で連絡しておいてほしい、そのように思います。

委員長

中川委員。

中川委員

副町長確認すると言うてくれてはるさかい、ついでに確認してほしいのは、正門入った右側、結局東側にね、いつも同じ軽四置いてあるけど、たぶんあれも教諭のかなと。それもあわせて確認しといてもうたらどうやろ。いつも置いてますやろ。

委員長

副町長どうですか。 池田副町長。

副町長

確認させていただきます。

委員長

他によろしいですか。ございませんか。

(なし)

委員長

それでは、次に、(5)斑鳩東小学校(本館東棟・本館西棟・体育館) 校舎耐震補強工事請負契約の締結について、理事者の説明を求めます。 山﨑教育委員会総務課長。

教委総務 課長

それでは、6月定例会に提出を予定しております、斑鳩東小学校(本 館東・西棟、体育館)校舎耐震補強工事請負契約の締結につきましてご 説明申しあげます。

本件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、

予定価格が5千万円を超えますことから、工事の請負契約につきまして、 6月定例議会において議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、お手元の資料6をご覧いただけますでしょうか。

まず、契約の方法でございます。指名競争入札。2番目の契約の相手方、所在地、奈良県生駒郡斑鳩町興留2丁目3番21号、会社名、宮崎建設株式会社、代表者、辰巳誠治でございます。3番目の契約金額でございます。1億7,724万円でございます。4番目の工事場所、斑鳩町法隆寺南2丁目11番5号斑鳩東小学校でございます。最後に工期でございます。議会議決後87日間としております。

入札につきましては、5月14日に郵便による指名競争入札を行い、 10社を指名し6社が応札しております。落札率は94.46%でござい ます。

なお、耐震補強工事につきましては、通常夏休み期間を利用して施工 しておりますが、体育館の耐震補強工事につきまして、施工期間として 約87日が必要となりますことから、昨年の斑鳩西小学校耐震補強工事 請負契約と同様に6月定例会初日に議決をお願いしたいと考えておりま すので、どうかご理解を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

それでは、お手元の資料6の次のページのA3の資料でございますが、 に基づき、工事概要についてご説明申しあげます。

1ページをご覧いただきたいと思います。本館西棟の補強工事の概要でございます。青色の囲いでお示している箇所に、鉄骨ブレスを1階で1か所、2階で1か所、3階で2か所の計4か所に設置を予定しております。緑色の囲いでお示ししているのは壁の補強箇所でございます。

裏面の2ページ目と3ページ目をお開き願います。緑色でお示ししている箇所に、壁及び柱の補強を1階で4か所、2階で3か所の計7か所に施工する予定でございます。また、構造スリットを赤色でお示ししている箇所に、2階で2か所、3階で10か所の計12か所入れる予定でございます。屋上の塔屋におきましても、鉄骨による補強と壁の補強工事を行う予定でございます。

また、屋上の防水機能が経年劣化していることから、改修工事も併せ て行う予定でございます。 次に、本館東棟の補強工事の概要でございます。 4 ページをお開き願います。青色の囲いでお示している箇所に、鉄骨ブレスを 1 階で 3 か所、2階で 3 か所の計 6 か所に設置を予定しております。緑色の囲いでお示ししているのは壁の補強箇所でございます。

5ページ目と6ページをお開き願います。緑色でお示ししている箇所に、壁の補強工事を1階で1か所、2階で1か所の計2か所に施工を予定しております。また、赤色でお示ししている箇所に、構造スリットを1階において4か所、2階において3か所、3階において3か所の計10か所に入れる予定でございます。

なお、本館西棟及び東棟につきましては、夏休み期間中に工事を完了 させる予定で進めてまいりたいと考えております。

次に、体育館の工事概要でございます。最後のページをお開き願います。

現状の屋根につきましては、コンクリート製の屋根で覆われておりますが、この屋根の重量が大きいため、大きな揺れにより壁面が倒壊する 危険性がありますことから、屋根の軽量化のため、既存の屋根を撤去し 金属製の屋根に葺き替えることとしております。

また、アリーナ、舞台の床面及び照明等の設備機器に傷みが目立って きていることから、これらの改修もあわせて行ってまいりたいというふ うに考えております。

この体育館につきましては、先ほども申しあげたように、7月1日から着工し、夏休み期間内で竣工の予定で工事を進めてまいりたいという ふうに考えております。

また、学校体育施設の開放で現在、8団体が体育館を利用されております。ご不便をおかけすることとなりますが、7月、8月の工事期間中は西小学校体育館・中央体育館をご利用していただくことでご理解を得ているとことでございます。

なお、この工事をもちまして、学校施設の構造部材の耐震化工事のすべてが完了することとなります。今後は、非構造部材の耐震化やLED 照明施設の整備に向け検討を進めてまいりたいと考えております

以上、6月定例議会に提出を予定しております、斑鳩東小学校(本館

西棟・東棟・体育館) 校舎耐震補強工事請負契約の締結についての説明 とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 小野委員。

小野委員

久しぶりの課長に質問するのはちょっと気づつないねんけど。昨年、 西小学校の同じような工事で、議会の議決で、いろいろ無理難題っちゅ うんですか、いろいろ激論させていただきました。その点については理 解していただいて、学校施設開放についても前もっていろいろ説明もさ れてありがたいんですけどもね。申し訳ない、この工事内容について詳 しく教えてもらっても、私は素人なんであまりわからないんですがね。 私はこの議案が出されて一番気になるのは、子どもたち、児童の安全等 どのように配慮されているのかということをまず知りたいんですね。だ から、できたらこういう、このものも必要かなと思いますねんけども、 学校の配置図っていうんですか、そこで、どのように、児童が、87日 間、これ議決後ですから、学校は当然授業をしておりますし、子どもは 来てますので、工事現場と学校の間をどのように遮断して、子どもらが そこへ入らないようにと、子どもの安全性を、入らないようにというか、 安全を保っていただいてるのか、そういう資料があって、これはもう次 の時で、付託されてからで結構ですが、そういうプランっていうんです か、そういう安全管理でこれを施工していきます、そういうものもつけ てもらえたらありがたいな。配置がぜんぜんわからないんですね、これ。 次の時でも結構ですから、そういうものをつけてもらって説明してもら ったら、なおわかりやすいと思います。

委員長

小野委員、今説明されてます議案については、また初日に議決をいた だきたいということで、だからそれをどうさせてもらいましょう。

山﨑教育委員会総務課長。

教委総務|

工事現場の安全管理については、安全計画を作成しておりますので、

課長

それを後ほどお示ししたいと考えておりますので、それでよろしいでしょうか。

小野委員

そのペーパー、すぐコピー出せるの。

教委総務

図面でよろしければお出しすることが可能ですので。

課長

小野委員

後でも結構ですし、いただけたらありがたいなと思いますので。初日 に、その時に総括で質疑したらいいだけのことだから、後でいただけれ ば、私はそれで結構です。

委員長

そうしましたら、後ほどまた資料で提出していただけますかね。よろ しくお願いいたします。

小野委員

そしたら、これは、担当課かどちらか、執行課っていうんですか、企 画財政課の話になるんかな。入札結果見ていたら、これ指名競争入札で、 10社ですかね、その内4社が辞退ということで、今、聞いてみたら郵 便入札だと。郵便入札だから最後までわからないというような感じも私 はするんやけどね、指名競争した段階で、この辞退者、町内業者もいて るんですね、だから辞退するっていう意思表示してるのか、一応指名競 争入札ですから、現場説明かそういうときに、辞退するとかそんなん一 切なしでされているのか、指名した段階で、いやもう結構ですねんとい う連絡がきてあるのか、それはどういうような状態でこういう。一般競 入札やったら辞退することも、私はありえるんかなと思うんですけども、 指名している競争入札の業者に対して、辞退するというのはやはりそれ なりの理由が、こちらとしては必要ではないんかな。指名競争入札です ね、これ、間違いなく。一般競争入札で、こちらから公示しての入札で 辞退というのはありえるんかなと思うし、指名している、だからその時 点で、指名した時点で、もうすぐにこの工事はいい言うて辞退されて、 これ辞退という結果になっておるんやけど、それらについてはどのよう に考えたらいいのかな。入札執行している課のほうで、ちょっと説明し

てもらえますか。

委員長

西卷企画財政課長。

企画財政 課長

今回の入札案件につきましては、競争入札で実施しているところではございます。その競争入札の実施にあたりましては、業者選定の考え方といたしましては、建築一式工事の総評定値1000点以上1500点未満のものを基準に、信用度あるいは施工実績、本町の受注実績や指名実績等、総合的に勘案させていただきまして、指名させていただいたところでございます。今回、4社の辞退がございましたが、これにつきましては、それぞれの時期によりますけれども、ただ、辞退届を出される時にお聞きしますと、このたび、国のほうで補正予算が発注されましたと、その状況によって、配置技術者ですね、いわゆる技術士さんの配置ができない状況にあるんだということで、辞退されたところがほとんどでございます。

(「みんなやな」と呼ぶ者あり)

企画財政 課長 そうです、すみません。すべての業者が、配置技術者の関係で、受注 はしたいんですけども、技術士さんを配置することができないというこ とで、辞退を表明されたところでございます。

小野委員

ということは、指名競争入札だから、入札執行までには何らかの理由 をつけて辞退されておるということで。ということはこの今の案件とは ちょっと離れていくんかなと思いますねんけども、後で聞かせてもらっ たほうがいいかな、こちらのほうで。ちょっと入札について。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

そうしましたら、以上、3月定例会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

ここで10時30分まで休憩いたします。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長

それでは再開いたします。

休憩前に資料の提出をお願いしていましたが、担当課長のほうから説明をお願いいたします。 山﨑教育委員会総務課長。

教委総務課長

それでは、安全管理の関係について、図面によりご説明申しあげます。まず、終業式までの児童の登校の動線なんですが、図面の上のほうに正面玄関の図示が三角でしておりますが、そこから校舎のほうへ入るということになっております。その安全管理のために、黒丸でお示ししている箇所にガードマンを配置してまいりたいというふうに考えております。また、学校の先生にも十分、近づかないように見守っていただくというようなことを考えております。まず、赤色の線でお示しております部分なんですが、ここへ、3mの鋼板の仮囲いを設置して、生徒が近づかないように考えております。緑色の線でお示ししている部分には、フェンスバリケード、高さ1.8mなんですが、それを設置して管理してまいりたいと、生徒の安全に配慮してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長

何かございますでしょうか。 小野委員。

小野委員

緑色のが1m80のフェンス、フェンスバリケードということは、子どもらがいてるとこから工事現場は見えるっちゅうことやな。そんで、グラウンドのほうが3mの、それは何か理由あるのかな。逆にしたほうが現場と子どもらを遮断できるんじゃないかなと思うんやけど、何か、やっぱり施工上難しいのかな。

教委総務

施工上、特段その問題はないわけなんですけども。

課長

委員長

清水教育長。

教育長

基本的にはですね、1.8mのフェンスガードで用は足りるという話あるんですけども、南側のグラウンドのほうに3mあげさせてもらうのは、ここで、グラウンドで球技とかいろいろするんで、そのボールが入り込まないような配慮等々ここでしているということで、ご理解を賜りたいと思います。

委員長

中川委員。

中川委員

課長、黒丸が警備員の配置で常駐2名と書いてあるねんけども、黒丸 えろうあるねんけども。これ皆そうなんの。

委員長

山﨑教育委員会総務課長。

教委総務

課長

一応、当初の計画は2名というような形になっておったんですが、やはり死角になる部分も出てまいりますことから、新たに配置する計画を したものでございます。

委員長

全部で何名になりますか。 山﨑教育委員会総務課長。

教委総務

6名のガードマンを配置してまいりたいというふうに考えております。

課長

委員長

他にございませんでしょうか。嶋田委員。

嶋田委員

これ、緑と赤で囲まれてますねんけれども、そしたら児童が運動場行 くのはどこを通っていくわけなんですか。 教委総務

ちょうど図面の真ん中あたりに、工事期間中交通整理員1名常駐と表 課長 記しておりますが、そこで横断すると、運動場に行く場合はそこで横断 させたいというふうに考えております。でありますので、警備員を配置 しているということでございます。

嶋田委員

それと、これは北、西の方向の三角部分、これは何ですの。通用門5 って書いてあるところなんですけど。

委員長

答弁できますか。 山﨑教育委員会総務課長。

教委総務

私有地、個人の土地であると。ちょっと確認させていただきます。

課長

嶋田委員

それとですね、これ、職員の駐車場に工事車両等通ることになってま すけども、職員の駐車場、これは全部とは言えへんけども、使えるわけ なんですか。余った分はどうなるんですか。

教委総務 課長

本館西棟の北側のスペースがありますんで、そこへ仮の駐車場を設け たいというふうに考えております。図面の上のほう。

嶋田委員

恐らくそこしかスペースないと思うんですけど、そしたらそれは、一 番北の東のほうから入っていくという形になるんですかね。

委員長

清水教育長。

教育長

職員の駐車スペースでございますけども、これが丸々潰れるというこ とはありませんが、一部は今、課長が申しあげました本館西棟の北側、 あるいは北館西棟の北側で対応したいと考えております。そこに行く方 法でありますけども、おっしゃるようにですね、東、北側の通用門がご ざいますので、ここで進入が主になるかというふうに考えております。

嶋田委員

これ、運動場へ入っていくのも、この真ん中あたりのゲートから行く

という形なんですけど、本館西棟の北側の空き地、これ、休み時間等は子どもたちが割と遊ぶスペースにもなっておりますんでね、そこらへんは十分に注意していただきたい。車傷つけてもいかんし、また事故があってもいかんしということで、そこら辺も十分注意していただきたいと思いますね。

委員長

他、よろしいでしょうか。

(なし)

委員長

そうしましたら、次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1)はすでに報告を受けておりますので、(2)平成24年度斑鳩 町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)、理事者の報告を求め ます。 面巻企画財政課長。

企画財政 課長 それでは、平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について (一般会計) につきまして、ご説明を申しあげます。

お手元の資料8をご覧いただけますでしょうか。

本報告は、継続費の議決をいただいている歳出予算のうち、平成24年度内での執行ができなかった経費を、平成25年度予算に逓次繰越ししたことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりご報告をさせていただくものでございます。

初めに、第4款衛生費、第2項清掃費のごみ積み替え施設整備事業であります。

本事業は、平成24年度から2か年の継続事業として、総額3億16 1万4千円を計上して取り組んでいる事業で、工事発注仕様書に基づく 実施設計の協議及び開発事前協議の手続き関係について、当初の計画よ り時間を要したことから、平成24年度継続費予算現額7,541万7 千円のうち、宅地造成等に係る経費6,365万7千円を平成25年度 に逓次繰越しさせていただくものでございます。 この繰越額の財源内訳は、繰越金として一般財源で1,595万7千円、特定財源で地方債で4,770万円となっております。

なお、逓次繰越額の歳出予算の内訳は、すべて工事請負費となっているところでございます。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業(町道437号線(大和川堤防線))でございます。

本事業は、同じく平成24年度から2か年の継続事業として、総額5,000万円を計上して取り組んでいる事業で、地元調整など関係機関との協議に時間を要したことから、平成24年度継続費予算現額3,000万円のうち、改良工事に係る経費1,860万円を平成25年度に逓次繰越しさせていただくものでございます。

この繰越額の財源内訳は、繰越金として一般財源で190万円、特定 財源として地方債で1,670万円となっております。

なお、逓次繰越額の歳出予算の内訳は、すべて工事請負費となっております。

以上で、平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)につきましてのご説明とさせていただきますが、本報告につきましては、6月町議会定例会でご報告をさせていただきますので、よろしくお願い申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(なし)

委員長

それでは、次に、(3) 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)、理事者の報告を求めます。

面卷企画財政課長。

企画財政 課長

それでは、平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について (一般会計) につきまして、ご説明を申しあげます。 お手元の資料9をご覧いただけますでしょうか。

本報告は、平成24年度予算において、繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、平成24年度での執行ができなかった経費を平成25年度予算に繰越ししたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告をさせていただくものでございます。

初めに、第3款民生費、第1項社会福祉費の老人憩の家耐震診断事業 につきましては、議決金額170万円で、翌年度繰越額は同額の170 万円となっています。

本繰越しは、国の第1号補正を活用して実施する老人憩の家の耐震診断について繰越ししたもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で18万3千円、一般財源で151万7千円となっております。なお、繰越額の歳出予算の内訳は、すべて委託料となっております。次に、第3款民生費、第1項社会福祉費のあゆみの家耐震診断事業につきましては、議決金額は230万円で、翌年度繰越額は同額の230万円となっています。

本繰越しは、老人憩の家耐震診断事業と同様に、あゆみの家の耐震診断について繰越ししたもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で25万7千円、一般財源で204万3千円となっております。なお、繰越額の歳出予算の内訳は、すべて委託料となっております。次に、第4款衛生費、第2項清掃費の鳩水園耐震診断事業につきましては、議決金額は530万円で、翌年度繰越額は同額の530万円となっています。

本繰越額は、老人憩の家耐震診断事業等と同様に、鳩水園の耐震診断 について繰越ししたもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国 庫支出金で103万9千円、一般財源で426万1千円となっています。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、すべて委託料となっております。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費の震災対策農業水利施設整備事業につきましては、議決金額は192万円で、翌年度繰越額は同額の192万円となっています。

本繰越しは、緊急減災対策を目的とした溜池の耐震性等の一斉点検について繰越ししたもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫

支出金で191万9千円、一般財源で1千円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、すべて委託料となっています。

次に、第6款商工費、第1項商工費の観光会館耐震診断事業につきましては、議決金額200万円で、翌年度繰越額は200万円となっています。

本繰越しは、老人憩の家耐震診断事業等と同様に、観光会館の耐震診断について繰越ししたもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で16万円、一般財源で184万円となっています。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、すべて委託料となっております。 次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路環境整備事業につきましては、議決金額は1,280万円で、翌年度繰越額は同額の1, 280万円となっています。

本繰越しは、国の第1号補正を活用して実施する町道の路面性状調査、 道路防災総点検及び舗装補修について繰越ししたもので、繰越額の財源 内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で704万円、一般財源で576 万円となっています。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、委託料600万円、工事請負費6 80万円となっております。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業につきましては、議決金額は5,350万円で、翌年度繰越額は3,790万円となっております。

本繰越しは、町道157号線の白石畑地区において張り出し車道工事と国の第1号補正を活用して実施する町道215号線歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備について繰越ししたもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で708万円、地方債で2,740万円、一般財源で342万円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、すべて工事請負費となっております。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費のJR法隆寺駅周辺整備事業 につきましては、議決金額は941万4千円で、翌年度繰越額は同額の 941万4千円となっています。 本繰越しは、JR法隆寺駅周辺道路5号線の整備における事業用地取得について繰越ししたもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で517万7千円、地方債で290万円、一般財源で133万7千円となっています。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、公有財産購入費610万2千円、 補償補填及び賠償金331万2千円となっています。

次に、第8款消防費、第1項消防費の地域防災計画策定事業につきましては、議決金額は51万6千円で、翌年度繰越額は同額の51万5,650円となっています。

本繰越しは、地域防災計画の見直しについて、国の防災基本計画や現在、見直しが進められている奈良県の地域防災計画との整合性等を図る必要があることから繰越ししたもので、繰越額の財源内訳は、すべて一般財源となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、報酬で4万円、委託料で47万5, 650円となっております。

次に、第9款教育費、第2項小学校費の小学校校舎耐震補強等事業につきましては、議決金額は2億2,959万9千円で、翌年度繰越額は同額の2億2,959万9千円となっています。

本繰越しは、国の復興予備費活用事業を活用して実施する斑鳩東小学 校本館東棟、本館西棟及び体育館の耐震補強等工事について繰越しした もので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で9,42 8万円、地方債で1億3,490万円、一般財源で41万9千円となっ ています。

繰越額の歳出予算の内訳は、需用費で12万円、委託料で47万9千円、工事請負費で2億2,900万円となっています。

最後に、第9款教育費、第6項保健体育費の町民プール耐震診断事業 につきましては、議決金額は130万円で、翌年度繰越額は同額の13 0万円となっています。

本繰越しは、老人憩の家耐震診断事業等と同様に、町民プール管理棟の耐震診断について繰越ししたもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で21万4千円、一般財源で108万6千円となっ

ております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、すべて委託料となっております。 以上で、平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)につきましてのご説明とさせていただきますが、本報告につきましては、6月町議会定例会でご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(なし)

委員長

それでは次に、(4) 奈良県広域消防組合の設立について、また、これと関連いたしますので(5) 奈良県広域消防組合の設立に伴う西和消防組合の解散について(6) 西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、あわせて理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、奈良県広域消防組合につきましてご説明申しあげます。お 配りをいたしております資料のご説明の前に、現在、奈良県消防広域化 の状況につきましてご報告を申しあげます。

奈良県消防広域化につきましては、平成24年12月25日第9回総会におきまして、奈良県広域消防運営計画が承認され、平成25年4月25日には、第10回奈良県消防広域化協議会総会が開催され、一部事務組合設立に必要となる規約、奈良県広域消防組合規約案及び奈良県広域消防組合の設立に伴う協定書案等について審議され、山添村を除く36市町村の基本合意がなされました。

現在、奈良県消防広域化協議会では、この審議結果を受け、平成25年6月6日に第11回協議会総会を開催し、奈良県広域消防組合規約案及び奈良県広域消防組合設立に伴う協定書案について、37市町村の実質合意に向けて事務が進められております。

続きまして、新消防組合設立に向けての広域化のスケジュールについ

て、ご説明を差しあげます。お配りをいたしております資料の10-1でございますが、新消防組合設立に向けての工程表、A401枚ものでございます、をご覧ください。

奈良県消防広域化事務局で、今年12月の新消防組合設立に向け今後 検討されていくもの、そしてまた、市町村議会で議決が必要なものなど が項目ごとに整理がされております。資料左端の項目の一番上、広域化 スケジュールでありますが、先ほど申しあげましたように、協議会総会 が6月6日に開催され、組合規約、協定書等の実質合意を行い、組合規 約の議決に向け、各市町村は6月議会に、議案となります組合規約を上 程、すべての市町村で可決されましたならば、8月に協議会総会が開催 され、37市町村長による調印等、9月には、平成25年度補正予算、 本部改修工事、下水道接続工事など、奈良県市町村総合事務組合等への 加入手続き、公平委員会の県人事委員会への委託等の議決、そして市町 村議会の議決後、奈良県知事の許可を得て、11月には、新組合設立に 向けての設立総会、12月に新消防組合の設立となっております。

当町の奈良県広域消防組合規約等の6月議会への議案の上程についてでありますが、組合規約の協議会総会の実質合意が先ほど申しあげましたように、来月6月の6日となっておりますことから、当町におきましては、実質合意後の6月7日の本会議に追加上程をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申しあげます。

それでは、お配りをいたしております資料の10、奈良県広域消防組 合の設立に関する協議書(案)をご覧ください。

奈良市、生駒市を除く奈良県内の37の市町村が、消防の事務を処理 する一部事務組合を設立することについて、構成する37の市町村と協 議の上、規約を定めることについて、議会の議決を求めようとするもの でございます。

資料を1枚めくっていただきまして、2枚目の奈良県広域消防組合規約(案)をご覧ください。

これが、新組合の規約案となっております。第1章総則、第1条が組合の名称、奈良県広域消防組合であります。

第2条、組合を組織する市町村は、37市町村でございます。

第3条、共同処理する事務は、組合市町村の消防に関する事務、なお、 消防団に関する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務は除 くとされております。

第4条、事務所の位置は、橿原市慈明寺町149番地の3、現在の中 和広域消防組合本部でございます。

第2章、組合の議会、第5条、議会の組織についてでございますが、 組合の議会の議員定数は25名とし、別表第1の区分、現11消防本部 ごとに定めて、市町村長又は議員から選出していただくこととなってお ります。

恐れ入りますが、資料を3枚ほどめくっていただきまして、別表の1 をご覧ください。それぞれの区分の消防本部からの議員の数、区分を構成する市町村が示されております。西和消防からは議員の数は、4人というふうになっております。

なお、別表1の11の消防本部の区分のそれぞれの議員数の選出方法につきましては、昨年12月に協議会総会において承認されております奈良県広域消防運営計画において定められており、組合市町村の長及び議会議員より選出し、同一市町村の長または議会議員が交替で組合議員となり、管轄人口10万人以上かつ構成市町村の数が5以上の本部(山辺広域消防、西和消防、中和広域消防)からは毎年4名を選出する。そして、単独市消防本部(桜井市、大和郡山市、葛城市)から毎年1名を選出する。それ以外の消防本部(五条、宇陀、吉野、中吉野、香芝・広陵)からは毎年2名を選出するというふうにされております。

それでは、第6条のほうに戻っていただきまして、第6条は、議員の 任期についてでございます。任期は1年、補欠議員の任期は、前任者の 残任期間とされております。

次のページに移っていただきまして、第7条は、議長及び副議長についてでございますが、議長及び副議長は、組合議員から各1名を選挙、 任期は組合議員の任期とされております。

第3章、組合の執行機関、第8条、執行機関の組織についてでありますが、組合に管理者1名、副管理者2名を置く。ただし、副管理者につ

きましては、組合条例でその定数を増加することができる。第3項で、 管理者は、組合市町村の長の互選により定めるとされております。そし てまた、第4項で、副管理者2名は、管理者の属する市町村以外の長の 互選とされております。

第9条は、会計管理者についてでございますが、組合に会計管理者を置く。会計管理者は、第12条第1項に定める職員(組合の一般職)の中から、管理者が指名すると。

第10条は、管理者等の任期についてでございますが、管理者及び副 管理者の任期は、組合市町村の長として在任する期間とされております。

第11条、監査委員についてでございますが、定数は2名、組合議員 1名、有権者1名、組合条例により増員できることとされております。

第12条、職員についてでございますが、消防吏員及びその他の職員 を置くこととし、職員の定数は条例で定めるとされております。

第13条は、運営協議会についてでございますが、組合事務の重要な事項を審議するため設置されます。運営協議会の委員は、先ほどの別表第1の区分ごとに、それぞれ同表に定める当該区分を構成する市町村の長の代表者1人をもって充てる。現消防本部を構成する市町村長の代表者で構成することとされております。

第14条は、顧問を置くことができるとされております。

第4章、経費、第15条経費の支弁方法についてでありますが、組合の経費は、組合市町村の分担金、手数料、補助金その他の収入をもってこれに充てるとされております。組合の歳入について規定がされております。

第16条、経費の負担についてでございますが、組合の経費の内、人件費(退職手当に係る経費を除く。)については、別表第2の区分ごとに当該区分に属する消防署の職員の配置人数に応じて、組合が算定した割合により当該区分を構成する市町村が負担する。資料のほうですが、を2枚ほどめくっていただきまして、別表第2をご覧ください。別表第2は、区分の最後に野迫川村が追加され、12の区分とされております。第16条の費用の負担につきまして、野迫川村は単独の区分とするものでございます。広域化後、野迫川村に配置された職員数に応じて、野迫

川村が負担するというふうにされております。なお、野迫川村は、別表第1で、第5条の組合の議員、第13条の運営協議会委員の選出につきましては、五條の区分に含まれております。

第16条の第2項に戻っていただきまして、人件費以外の経費(退職手当に係る経費を含む。)については、組合市町村の協議により負担割合を別に定めるものとする。第3項では、別表第2の各区分を構成する市町村の負担割合は、各区分ごとに当該区分を構成する市町村が協議して定める、とされております。

全体統合後の組合の経費は、配置職員数割りにより負担、ただし、組合市町村の協議により別の負担割合を定めることができる旨規定されております。

続きまして、附則についてでございますが、第1項、施行期日については、この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

第2項、事務の承継では、新組合は、現消防組合の事務を承継する旨 定められております。

第3項、経過措置として、奈良県広域消防運営計画に定める全体統合後までは、組合の経費については、組合市町村の負担は、附則別表のとおりとし、第4項で、特に必要と認められる場合は、組合市町村の協議によりこれを定めると規定されております。

次のページの附則別表をご覧ください。これは、全体統合までの間の 経費の区分の負担方法を表にまとめられたものでございます。

組合経費として1つ目に消防本部の経費、(1)として消防本部の人件費、(2)として消防本部の職員に係る被服費は消防署所属の負担、これまで自賄いと説明されているものでございます。(3)普通建設事業費のうち、庁舎建設、大規模改修及び車両購入に関するものについては、組合市町村の協議による負担、(4)それ以外のものについては、基準財政需用額で負担するというふうにされております。

2つ目に「消防署の経費」は、消防署所属負担(自賄い)、3つ目に 公債費(組合設立前に借り入れたものに限る)は、消防署所属負担(自 賄い)、4つ目に前項に掲げるもの以外の経費は、基準財政需用額割負 担というふうに整理がされております。 次のページ、規約の別表の1をご覧ください。この別表の第1によりまして、先ほどご説明を申しあげました規約第5条の組合議員の選出方法、規約第13条の運営協議会の委員の選任方法について、そしてまた、下の別表第2によりまして、規約第16条及の経費の負担について、各区分の市町村で協定していくということになります。西和消防組合におきましても、組合を構成する西和7町において、組合議員の選出方法、運営協議会の委員の選任方法及び経費の負担について、今後、協定していくということになります。

次に、奈良県広域消防組合の設立に伴う協定書(案)について、ご説明をさせていただきます。この協定書は、先ほどご説明をいたしました奈良県広域消防組合規約を定めるにあたり、当該規約に定める経費以外の経費負担、全体統合後の経費負担、並びに消防署の管轄及び活動区域について、必要な事項が定められております。

第1条は、規約に定める経費以外の経費負担について定められております。第1号、初期経費として、ア、組合設立時における本庁舎の改修費及び財務・人事給与システム等構築費については、基準財政需要額割とする。イ、消防本部の下水道切替工事については、現在の中和広域消防組合構成市町村が橿原消防署に係る部分について一定負担をし、それ以外の部分については他の組合市町村による基準財政需用額割とする。

第2号、消防情報通信指令システムとして、ア、消防救急デジタル無線整備に係る経費及び運営管理費(平成28年度運用開始分)については、単独事業費割とする。イ、高機能消防指令センター設備整備に係る経費及び運営管理費(平成28年度運用開始分)については、基準財政需用額割とする。

第2条は、全体統合後の経費負担について定められております。

規約第16条の規定は、区分を構成する市町村ごとの経費負担割合を 定めたものではなく、区分ごとの経費負担を定めたものでございます。

第2項、現行消防本部単位での自賄いを主とする方式を踏襲する。

第3項、消防署の新規の施設整備については、自賄い方式を基本とする。

第4項、現行消防本部に拠らない按分方式についても、検討を行うも

のとする。

第5項、規約別表第2の区分ごとの負担金については、広域化を行わず現行体制を維持した場合に比べて増加が生じることのないようにする ものとする。

第6項、前各項の規定を踏まえ、全体統合後の経費の負担は、規約別表第2の区分を構成する市町村が、同表の区分ごとに当該区分に属する消防署の職員の配置人数に応じて組合が算定した割合(以下「配置職員数割」という。)及び同表の区分ごとに当該区分を構成する市町村が負担する方式(以下「消防署所属負担」という。)並びに組合市町村の地方交付税(普通地方交付税)の算定の基礎となった消防費に係る基準財政需用額(予算の属する会計年度の前年度の基準財政需用額によるものとする。)の比率により按分する方式(以下「基準財政需用額割負担」という。)とし、これらにより難いと認められる場合にあっては、組合市町村の協議により定めるものとする。これらの場合においての経費の区分及び負担方法は別表を参考指針として協議するものとする。

次に、第3条は、消防署の管轄及び活動区域について定められております。第3条、組合設立前の消防署の管轄及び活動区域を超えての出動については、一次出動する側の万全な救急体制の確保をはじめとする消防力の低下をきたさない体制を、平成28年度に通信指令業務が統合されるまでのできるだけ早い時期に組合市町村において定めるものとする。第2項、前項に係る経費については、前条の規定にかかわらず一次出動する側の持ち出しにならないよう、人件費、施設整備費その他必要な経費の負担のあり方を組合市町村において定めるものとする。

次に、第4条は、組合の職員の定数及び配置について定められております。第4条、組合の職員の定数及び配置については、組合市町村及び現行消防本部間で十分協議の上、総会等で公正な過程を経て決定するものとする。

次に、第5条は、組合の議会の組織について定められております。第 5条、組合の議会の組織及び議員の定数は、今後の状況を踏まえ、適宜 見直しを行い、適正化を図るものとする。

次に、第6条では、協定書の保管、37市町村長が記名押印の上保管

するというふうに定められております。

協定書の別表のご説明につきましては、省略をさせていただきます。 続きまして、資料の11、奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組 合の解散に関する協議書(案)につきましてご説明をさせていただきま

合の解散に関する協議書(案)につきましてご説明をさせていただきま す。

西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、西和消防組合の解散に関する協議について、構成市町村である西和消防7町と協議の上定めることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議書で ございます。

奈良県知事の許可の日から西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに伴う、西和消防組合の解散に関する協議について、地方自治法第288条の規定により、下記のとおり定めるというふうになっております。

奈良県広域消防組合設立の日の前日をもって西和消防組合は、解散する。西和7町の町長の記名押印とされております。

なお、この解散に関する協議書につきましては、西和7町での共通の 様式とさせていただいております。

次に、資料の12でございます。西和消防組合の解散に伴う財産処分 に関する協議書(案)についてご説明をさせていただきます。

西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに関し、西和消防組合の解散に伴う財産処分について、構成市町村と協議のうえ定めるため、議会の議決を求めるというものでございます。

西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議書(案)でございます。奈良県知事の許可の日から西和消防組合を廃し、新たに奈良県広域消防組合が設立されることに関し、西和消防組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により、次のとおり定めるものとされております。

第1条は目的について定められております。

この協議書は、西和消防組合(以下「組合」という。)が解散すること

に伴い、組合の財産の処分について平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、 上牧町、河合町及び王寺町(以下「組合町」という。)と必要な事項を定 めることを目的とします。

第2条は、組合の財産に関し定められております。

この協議書において対象とする組合の財産は、次に定めるとおりとする。(1)基金、(2)建物、(3)消防車両等、(4)債務、(5)前各号に掲げるものを除くすべての財産、となっております。

第3条は、処分の方法について定められております。

組合は、前条第1号に規定する財産については組合町に帰属し、第2号から第5号に規定する財産については、奈良県知事の許可の日に設立する奈良県広域消防組合に帰属するものとする。

第4条は、処分年月日について定められております。

組合が解散することに伴う財産の処分の日は、奈良県広域消防組合設立の日の前日とする。

第5条はその他について定められており、この協議書に定める事項に ついて疑義が生じた場合は、解散前の組合町の長がその都度協議するも のとする。

この協議書の成立を証するため本書7通を作成し、各自1通を保有する。西和7町の町長の記名押印とされております。

次のページに、西和消防組合の財産に関する調書が添付されております。西和消防組合の財産に関する調書をご覧ください。

はじめに、基金についてでございますが、平成25年3月31日現在の基金の総額は、約5億7600万円となっておりますが、本年6月議会上程予定日現在では、その組合解散前日の基金総額が確定していないため、総額を、組合の解散の日の前日における基金の総額として、西和7町への按分は過去からの分担金率に応じた按分率でお示ししております。昭和52年の西和消防組合の発足から平成25年度までの各町の分担金率の平均を按分率とされております

次に、2、建物についてでございますが、西和消防が所有しております建物をお示ししております。

なお、土地につきましては、すべて借地であり、西和消防東分署の隣

にあります訓練塔のみ賃貸借、その他は使用貸借 (無償借用)となって おります。

次に3、消防車両等についてであります。西和消防が所有いたしております消防車両等についてお示しをいたしております。

区分の消防車両は、消防ポンプ車、化学消防ポンプ車、はしご車などであります。また、救急車両は、救急車。上記以外の緊急車両は、救助工作車とか、資機材搬送車、指令車などでございます。その他の車両として、人員搬送車、事務連絡車などがございます。合計28台を所有いたしております。

次に、4、債務についてでございますが、地方債の未償還の元利償還金にかかる債務を掲げており、本部・本署庁舎増築工事、平成7年度から貸付金額1億7千万円、22年償還、償還賦金551万8,398円、消防救急デジタル無線整備実施設計業務委託事業、消防救急デジタル無線整備事業(共通波経費)、消防救急デジタル無線整備事業(活動波経費)というふうになっております。

以上で、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう お願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 解散の日は、奈良県広域消防組合設立の日の前日をもってとあるねん けど、前日の何時やねんやろ。ほんで新しい組合は、そのあくる日の何 時にできるんやろ。

総務課長 設立の前日のですね、午後12時をもって解散という形になっております。午前0時をもって解散するというふうになっております。

設立につきましては、知事の許可する日、午前 0 時からということになります。

中川委員 前の日の午前0時と次の日の午前0時、同時やなしに24時間あくと

いうことでええの。

委員長

乾総務部長。

総務部長

正確に言いますとね、当然、午後の12時59分59秒99となると 思いますね、正確に言えばですよ。日が変わった時点で設立ということ になりますので、重なるということではなしに、前の日という意味はそ ういう意味になります。

委員長

他、ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員

縷々説明いただいてご審議してくれというのは、これ、審議する資料も何もないわけですね。まず、西和組合を解散するのかどうか、まだ議論何もやってない。そやのにもう解散のなんか出てきてる。それで、解散して初めてこれ協議書等が考えていくことになってくるさかいに、その資料がない。結局逆に言えば今の部分と、今度広域になった時に、町の負担割合どうなんねんと、そこら辺なんも根拠示されてない、判断のしようがないわけですね。そこら辺はどうですねんやろ。というより、逆に町は広域圏に入るのんかどうか、西和消防が入るのかどうか、そこらへんはどう考えてはるのですか。

委員長

乾総務部長。

総務部長

今回、当然この広域化を進めていくという中で、広域化のメリットというのが示されております。当然、大規模災害が起こった時には当然初動体勢とか増援体制とかいうことも必要ですし、指揮命令系統の一本化ということも当然ございます。そして、現場に到着する時間の短縮ということもございますし、あるいは今回、無線のデジタル化というのも並行してやっておりますので、その無線の共同化による費用削減ということがございます。そしてまた、その消防の本部、それから通信部門を統合することによって、その機能を一本化をするということで、当然消防

力の強化、これは現場の職員の増強ということもございますので、これは当然西和消防としても広域のメリットがあるというふうに考えておられますし、当然当町としてもそのメリットがあるということで、当然広域化には当然参加をさせていただくということになろうかと思います。そしてその中で、広域が整えば、その時点で西和消防組合も解散をして、広域消防組合に移行していくという形になろうかと思いますので、そういう形で今現在進めさせていただいているということでございます。

嶋田委員

そしたら確認します。斑鳩町としては広域化に参加するという意思を 持って動いてはるわけですね。

委員長

池田副町長。

副町長

はい、その意思を持って奈良県の広域化協議会のほうに参加しておりますし、その場で意思を表明し、その意思を表明する中で、この規約も作成をされております。そうした中で進んでおりますことから、以前にも総務委員会でご説明させていただきました。また、生駒郡内の全体の議員さんの勉強会もあったかと思いますけども、それらの流れを受けて生駒郡内で勉強されて、また総務委員会でも説明させていただいて、昨年12月20日には全員協議会のほうで資料をお示しし、広域化についてご説明をさせていただいた。そういう流れの中で、今般、来月6月6日に協議会のほうで、規約についての総会を開かれて、そこで合意を得られて、それをもちまして町としては追加上程をさせていただこうと、その流れで他の広域7町の市町村もその流れで進んでいるということでございます。

嶋田委員

そりゃ説明会開いていただきましたけれども、ほとんど質問に答えていただけない、そこはまだわかりませんねん、これからの協議ですねんとか、いろんなそういう話ばっかしで、具体的な内容というのはほとんどなかったように思います。要は、この、今の西和消防組合であかんのかどうか、各町が費用負担どうなるのか、そこら辺はっきりと返事はも

らってないわけですね。ということは、町自身も、ちょっと今のところ わからんねんという状態だとは思います。そこら辺の説明、しかも斑鳩 町は広域圏に参加する意思を持って、意思を持って参加してるねんとお っしゃるんでしたら、この斑鳩町議会に対しても、種々その疑問に対し て返答、答弁、答えを示していただきたい。そういうことを一切なしに、 急にこんなん出されたって、審議のしようがないん違うかなと、私自身 は思っているんです。

副町長

その答弁した答え、以前からの、以前の、例えば総務委員会でそれについてはまだ決まってないですよと、給与はこういう方針ですと、先ほど黒﨑課長説明した中にも、給与については一定の方向性は決まってますわね、それと経費の負担につきましても、全員協議会のほうでもお示しさせていただきましたように、平成33年ではこんだけの、広域7町ではこんだけの経費削減になりますよと、お示しはさせていただきました。それを担保するために、今回の協定書案の中にも、そしたらそれをほんまに増加せえへんねんなと、負担金がね、皆それを一番心配しておりますので、そしたら、算定の試案では約6千万減額になりますよと、平成33年では。そしたらそれを協定書で明文化してほしいということで、この協定書の第2条の中に、西和広域7町のほうから申し入れをしまして、経費の負担については自賄い方式でして、広域化を行わず現行体制を維持した場合に比べて増加が生じることのないようにすると、これにつきましても、西和広域7町から強く申し入れ、組合長のほうからね、申し入れされて、こういう文言が入ってきておるわけでございます。

嶋田委員

それはもう前からお聞きしてますけども、33年でしたか、まではという話で、それから以降どうなるのか。生駒郡の研修で、三郷町の議員さんが、JAの時、JAの統合ですね、その時、ええことばっかり言って、結局あんた今となったら不便になったでと、そういうふうなこともおっしゃってましたわね。だから、これ、僕自身はですよ、今、審議する資料がないという考えでいてるんです。

委員長

他の委員さんはどうですか。 小野委員。

小野委員

これ、委員会ですので、委員同士の議論ということも必要かなと思い ますのでね、私が答弁するのがどうなんかなということもあるんですが、 副町長が言っていること、それとこういう組織が合併していくことにつ いての、いろんな意思決定機関、先ほど嶋田委員はJAの合併というこ と、「Aは地元の農協ですよね、そこの合併でしてきましたので、議会 としてはタッチしてない。今回はやっぱり町の意思決定機関が議会です ので、理事者側が現在合併について前向きっていうんですか、もう決定 して、これに参加してるってことはね、それによって新しい組織ができ る、合併した組織ができる、それに対しては地元の議決が、議決という ことは町議会でですね、意思決定をする。そのために、この設立に向け ての行程表も提出されて、今回、6月6日。だからもうちょっとこれ、 後の日程がものすごく詰まっているので、もうちょっと余裕もってもら ったらよろしいんですけども、この6月議会開いてますので、この機会 に上程して議決をいただきたい、意思決定をしていただきたいという、 この向こうからの、向こうからっちゅうか、斑鳩町の執行部が参加して いる設立に向けての協議会、そこからの要請ですので、やはり、審議を していかなければいけないし、できるだけもう少し説明を増やすような 工夫を、また、私は議運の委員長としても、これは必要かなと思います し、議長とも相談させてもらいたいなと、そのように思っております。

委員長

他の委員さんはいかがですか。 小林委員。

小林委員

昨年の、平成24年の5月の段階での、奈良県の広域化に向けての、 広域化の努力した場合の国、県からの支援金ということを受けた後の各 町村の負担の金額についてというか、合計だけでしたけれども、それを お示しいただきましたけれども、また、今の段階でもその数値をもとに、 私たちは考えていったらいいのかなと、現時点で、1年前の試算ですの で、1年後の、もう1年経ちましたので、また新たな数値がでてきたの か、ちょっと現時点でお答えいただきたいなというふうに思います。 委員長

乾総務部長。

総務部長 いわゆる経常経費につきましては、数値的には前にお示しさせていた だいた数字と変わっておりませんので、そのようにご理解をいただきた いというふうに思います。

委員長

他、ございませんか。

(なし)

委員長

そしたら、私のほうからも少しお尋ねしたいんですけども。最初に行 程表を説明していただきまして、6月6日に総会で合意があるというこ とを前提に今、話進めていただいてますけど、この全県で、奈良市、生 駒市を除いてますけども、この広域化の問題、いろいろ議論される中で、 必ず推進やという立場でない声もいろいろ聞かれるんですけども、この 6日の総会の時に、37の市町村のうち、合意を得られないという状況 が生まれたら、その後の行程というのはどういうふうになっていくんで しょうかね。 池田副町長。

副町長

合意が得られない場合につきましては、合併協議会のほうで言ってお られるのは、当然その町村は除いた分で広域化を進めていくと、こうい う具合になってまいります。行程表についても、再度規約を作る必要が ありますんで、その町村を除いた分で規約を作成されますんで、それは すぐにできる、恐らくされると思います。短期間でされて、ほぼこの行 程表で進めていかれるというように聞いております。

木澤委員

それとですね、西和消防組合の解散についても、協議書出てきてます けども、これ例えば1町が解散について反対をするというふうになった 時は、どういうふうになるんでしょうか。 池田副町長。

副町長

まず、消防につきましては、生命、財産にかかわることではありますわね。例えばある1町は反対し、あと6町は広域に行きたいんやとなったときに、今の現状ではやはり、7町は一応西和広域を残していこうかなという意見にはなっております。ただ、地方自治法の改正がありまして、一部事務組合の解散については、今までよりはよりしやすくなっておりますので、そしたらその一部の1つは放っておいて解散しようと、1町で組合を持てと、あとはもう広域いきますよと、こういう議論もまた可能になっておりますので、そこらは組合の首長、また議長も入っておりますんで、そこらを議論されると思います。いわゆる地方自治法の改正で、1町だけで、6町も一緒にこっちの組合にのるのかいうのは好ましくないと改正になっておりますんで、ここはやはり議論の余地があると思います。以前でしたら、1町でも反対したら解散なりませんでしたけども、今はそうではないので、またいろいろ議論されると思います。

委員長

小野委員。

小野委員

今の解散という話、解散に反対という意見がね、もし仮にそこの自治体であれば、この設立に対しても反対だと私は思いますので、まず設立のほうでその自治体は議会の議決を得られなかったということで、参加しない、そのようになってくると思うし、今、副町長から、一部事務組合の解散の仕方について、なんかいろいろ緩和されているということも、それは当然そこの自治体、町では全部しっかりと認識しているということでよろしいんですかね。

副町長

認識はされておると思います。ただ、今、以前から、昭和52年から維持してますわね、この広域圏7町でこの消防力を守っていこうと、根底にはその意思がありますんで、やはり行動は一緒にやっていこうと、そういう根底で皆さん動いておるということで、ご理解をいただきたいと思います。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

一部でも反対があれば組合は解散できないねんと、できないということで私達は今まで聞いてきました。しかし、緩和されて、将来の話として7町が協議して、将来の話でのことを今副町長はおっしゃっているわけでしょ。今現在は解散はできないという解釈でよろしいんですね。

副町長

今の状況ではできないです。ただ、実際問題として、今現在はできないですよと、そしたらこれが議論になってきたときに、あるA町が、将来ではないですよ、今現在、まさにこの議案があるわけですやんか、議案が。そしたらある6町はもう広域化に行きますよとなった時に、行きましたよと、そのときに西和消防どないするのかと、いやいや当然この6町は賛成で、規約は賛成されます。当然あと参加しないところは規約には反対ですわね。そしたらこれを解散しないままいくのか、いやそうじゃないと、今、地方自治法改正なってんから、組合の規約も変えてやっていこうという議論は当然起こってくると思いますよ。というのは、約15万人の人口の中で、ある、例えば1万でも2万でもいいですやん、この議会のほうでこうなったと、反対の意見になった時に、あとの13万人がそれに沿っていくのかという議論にはならないと思うから、当然議論はされると思いますよという、やっております。ですから、遠い将来の話ではなくて、まさに今現在起きている事案について、やはりそれも加味した中で議論していくと、それが現実的であると考えております。

委員長

法的に言うと、今現時点では、全、例えば加盟している町の同意がなければ解散できないというふうになってて、それが改正される予定とかいうのは具体的にあるんですか。 池田副町長。

副町長

もう自治法は改正されておりますので。ただ、それに沿った今は規約にまだなっていないということになってます。仮にそういう事案があれば、その規約の改正も含めて議論されますよということで申しあげておりますので。

嶋田委員

そしたら例えばですよ、1つの町が反対しはるねん、もう西和消防組合としてはなんら不便ないねんと、このままいこうということも考えられるわけですわな。

副町長

1つ、1つ言われておりますが、7町がそういう状況になれば当然残りますし、1町がその状況であとの6町も一緒についてきなさいよという議論になるのかならないかというのは、首長とか各議会のほうで当然議論されるべきものであるということを申しあげておるわけです。

委員長

議運の委員長でもある小野委員のほうから、今後議長と相談されて、 説明会等も検討されているということですが、委員さんからも、もっと 説明が必要やと、資料もほしいというご意見もありましたんで、総務委 員会としてもですね、今後そうした、より資料の充実についても検討さ せていただきたいというふうに思います。

他にご意見ございませんか。

(なし)

委員長

そうしましたら、次に、(7)平成24年度町税不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 加藤税務課長。

税務課長

それでは、各課報告事項 (7) 平成24年度町税不納欠損処分についてご説明をさせていただきます。

資料の13をご覧いただけますでしょうか。平成25年3月31日付けで、地方税法の規定に基づき、不納欠損処分をさせていただいたものは、資料の1枚目でございますけれども、平成24年度町税の不納欠損事由別内訳の表の一番下、税目別合計の計の欄、ちょうど網掛けをさせて頂いている部分でございますけれども、合計金額で929万8,723円、実人数では52人の不納欠損処分を行っております。事由別の内訳でございますけれども、初めに、地方税法第15条の7第4項でございます。こちらは表の下に付記をさせていただいておりますように、滞

納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するものでございます。

具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、または滞納処分することにより、滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、または滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である場合、滞納処分の執行を停止し、その後3年間状況が変わらない場合、納付、納入義務が消滅するものでございます。

この事由によりまして、不納欠損処分を行いましたものは、個人町民税で11人、240万5,967円、固定資産税及び都市計画税で4人、固定資産税が78万9,266円、都市計画税が8万6,134円、軽自動車税で4人、1万1,000円、合計で実人数15人、税額で329万2,367円でございます。

次に、地方税法第15条の7第5項でございます。

こちらは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合におきまして、徴収金を徴収できないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるものでございます。

具体的には、滞納者が死亡し相続人もいない場合、外国人就労者等が帰国してしまった場合等で、この事由により不納欠損処分を行いましたものは、個人町民税で7人、30万8,087円、固定資産税及び都市計画税で4人、固定資産税が434万4,083円、都市計画税が47万4,317円、軽自動車税で2人、2万5,600円、合計で実人数13人、税額で515万2,087円でございます。

次に、地方税法第18条第1項でございます。

こちらは消滅時効にかかりますもので、時効により徴収権が消滅する ものでございます。

この事由により不納欠損処分を行いましたものは、個人町民税で10人、61万3,069円、固定資産税及び都市計画税で4人、固定資産税が16万2,650円、都市計画税が1万7,750円、軽自動車税で12人、6万800円、合計で実人数25人、税額で85万4,269円の不納欠損処分を行っております。

資料の次のページをご覧いただけますでしょうか。こちらの表は、平

成24年度不納欠損の内容につきまして、各税目について、年度別に件数・税額の内訳をあらわしたものでございます。表の下には、実人数を 記載させていただいております。

まず、町民税でございますけれども、件数で48件、実人数では28人、税額では、332万7,123円、固定資産税及び都市計画税では、件数で41件、実人数では12人、税額では、固定資産税が529万5,999円、都市計画税が57万8,201円、軽自動車税では、件数で28件、実人数では18人、税額では、9万7,400円、合計で117件、実人数で52人となっております。

続いて、次のページをご覧いただけますでしょうか。こちらの表は、 不納欠損の状況につきまして、実績を取り纏めをさせていただいたもの でございます。

不納欠損の処分額につきましては、年により増減はありますものの減少傾向にあり、平成24年度では、前年度と比較をいたしまして約160万円の減少となっております。

以上が平成24年度町税の不納欠損処分の概要でございますが、こちらに対しましては、滞納が発生した当初から再三に渡り、催告等を行ってきましたものの、処分する財産がない、あるいは本人の居所が不明である、また、本人が死亡し相続人がいないもの、競売事件終了により配当がなかったもの等でございます。

また、一方では、預金、債権、所有不動産などの財産調査を行い、判明した財産の差押え等、滞納整理にも取り組んでおるところでございます。

平成24年度の差押え、交付要求などの滞納処分の実施状況につきましては、前年度と比較して、件数では23件減少の85件、税額で52 1万5千円減少の1,700万4千円となっております。

また、これらの滞納処分に係ります換価・配当状況につきましては、 前年度と比較をいたしまして、件数では9件増の59件、税額で200 万3千円増の521万5千円となっております。

以上が、平成24年度町税等不納欠損処分についてのご報告とさせていただきます。委員の皆様にはご理解のほどよろしくお願いを申しあげ

ます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 中川委員。

中川委員

第5条の7第4項から5項、そして第18条まで、これ全部、固定資産税、都市計画税、各項に4人ずつおられるねんけども、これは全部競売にかけられて、全部が配当なかったものという理解でええのかな。

税務課長

固定資産税の個々の内容でございます。それ以外に、委員が申されました以外に、滞納者の方が死亡された事案もございます。この場合、今回につきましては、相続人が相続放棄をされているということで、不納欠損させていただいたものがございます。

委員長

他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長

それでは、次に(8)体罰調査の結果について、理事者の報告を求めます。 山﨑教育委員会総務課長。

教委総務 課長

それでは、学校における体罰についての調査結果についてご報告申し あげます。

本年2月の当委員会におきまして、奈良県教育委員会が実施する体罰 についての調査につきましてご説明申しあげましたが、その結果につい てご報告申しあげます。

調査は、3月1日に小・中学校で全児童・全生徒を対象に実施しております。調査の集約は校長、教頭が行い、調査で体罰を受けた(有)と児童・生徒が回答した内容について、校長・教頭が事案の程度をAから Dの4グループに分類を行っております。

Aというのは体罰である(懲戒の対象となる体罰)でございます。Bと

いいますのは、いきすぎた指導である(体罰とは言い切れない指導)、 Cは、きびしい指導である(軽微な身体接触を伴う指導)、Dといいま すのは、通常の指導である(通常の懲戒等)でいうものでございます。 これらの判断基準を基にAからDの4段階の評価を行ったものでござい ます。

その結果でございますが、小学校では、体罰が有とした児童は、15 人ございました。その内容でございますが、Cが8件、Dが7件という 評価となっております。

次に、中学校では、体罰が有とした生徒は、14人ございました。B が1件、Cが2件、Dが11件という評価となってございます。

特に、行き過ぎた指導Bと評価された事案でございますが、生徒の服装を指導した際に生徒が指導に従わなかったため、教諭が生徒の首を腕で抱えて生徒を静止させたうえで、指導したもので、その際に首が赤くなり、足を擦りむいたというものでございます。また、指導後これからはちゃんとするようにと生徒の胸を2、3回たたいたものでございます。

この事案につきましては、この体罰の実態調査以前に発生しており、 既に学校から教育委員会に報告があったものでございます。教諭が生徒 を指導するために行ったものでありますが、いきすぎた指導であると判 断しており、既にこの先生に対して校長から厳重注意を行っております。 なお、この調査結果につきましては3月29日付けで県教育委員会に報 告済みでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受け いたします。ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、次に、(9)民事調停事件について、理事者の報告を求めます。 山﨑教育委員会総務課長。

教委総務 慰謝料等請求事件について、その後の状況についてご説明、ご報告申

課長

しあげます。

本年2月の当委員会におきまして、民事調停の申し立てについてご報告申しあげましたが、再度簡単に調停申立書の趣旨についてご説明申しあげます。

紛争の原因は、平成23年1月11日6年2組の体育の授業中に転倒し、前歯2本を損傷し差し歯となった事故に起因するものでございます。 次に、相手方の要求でございますが、1として、申立人が60歳になるまで、申立人と親権者が望む治療を受けさせ、治療費の全額と交通費を支払うこと。2として、申立人に対し慰謝料100万円を支払うこと。3として、斑鳩小学校体育館床の管理について具体案を示し遂行すること、最後に、各学校より教育委員会に報告があった場合、教育委員会自ら現地調査をし、早急に対応することの4点でございます。

既に、2月22日と4月の16日に奈良簡易裁判所において2回の調停が行われております。そして、来週、5月の28日には和解案が示される予定となっております。

その内容にもよりますが、3回目の28日の調停で、恐らく、感触といたしましては、その和解案をもって和解できる可能性があるというふうに、そのような感触を得ておりますことから、5月の28日以降、議会の開会前、あるいは開会中に和解が成立いたしましたら、6月議会に追加で議案を上程し、議会の議決を賜りたいと考えておりますので、ご理解の程よろしくお願い申しあげます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 中川委員。

中川委員

体育館のなんか改修とかいう、なんか相手さんから出てるって、体育 館になんかその不備がありまんのか。

教委総務課長

体育館、滑りやすい状況であったというふうなことを申立人はおっしゃっておられるわけなんですが、それ以前に、体育館のほうの改修の計画、工事がありましたので、その後、通常の改修を行っておると、です

から3点目に申しあげました体育館うんぬんの、管理うんぬんの話については、もう、既にスケジュールに織り込みで、既に予定しておったということで、不備は特段なかったというふうには考えております。

委員長

小野委員。

小野委員

この調停、今、行ってるいのはね、体育館の床の不備によって、その 瑕疵があって、体育館の管理上、生徒が前歯を破損したと、そういうこ とで調停されているのかね、いや、体育の授業中ということを聞いてま すので、体育の授業中に教員がね、ちょっと不注意でその生徒が前歯を 破損したと。その争点というのをもう1回ちょっと言ってくれますか。

委員長

清水教育長。

教育長

前回にも説明をさせていただきましたようにですね、体育館の床の状態にいたしましても、その当日の教員の指導にいたしましても、教育委員会といたしましては、瑕疵があるというふうには考えておりません。ただ、学校の授業中に起こった事故であることには間違いがないので、今、請求されている内容のうち、健康保険で対応できる部分以外については、治療費の一環としてお支払いすることはやぶさかではないという考えで、今、調停に臨んでいるところでございます。以上です。

小野委員

調停の争点っていうか、こちらの管理責任、授業中だったというだけで、こちらのほうには責任がないんやというような話をされているんだと思いますけども、それを体育館のそこを直せとか、直してあるとか、それはちょっと調停の内容からしたら、ちょっとおかしいなと思いますしね、そこらはきちっと整理して、和解案というものをいろいろ検討されることをお願いしておきます。

委員長

他よろしいでしょうか。ございませんか。

(なし)

委員長

それでは、次に(10)斑鳩町生涯学習推進計画について、理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習 課長 お手元にお配りしております、斑鳩町生涯学習推進計画につきまして、 報告いたします。

本計画の策定にあたりましては、まず、社会教育委員会議において、 平成24年9月、12月、そして平成25年の2月の3回に渡り審議を いただき、その後、教育委員会において、平成25年の2月と3月の2 回に渡りまして審議をいただき、策定いたしましたもので、本委員会に ご報告を申しあげるものでございます。

まず、1ページ 第1章、策定にあたって、1.計画策定の背景でありますが、近年、科学技術の進歩、高度情報化の進展、少子高齢化の進行などに伴い、価値観が多様化し、住民を取り巻く生活環境はめまぐるしく変化してきております。

このような状況の中、生涯学習を推進するに際して、多様化かつ高度 化する住民の学習ニーズに応えるとともに、社会全体で取り組む教育の 推進や、生涯学習を支援するための人材の育成を視野に入れた事業を実 施していくことが求められてきております。

そこで、平成23年4月から施行されております第4次斑鳩町総合計画の趣旨を踏まえる中、今回、本計画を策定するものであります。

続きまして、2ページ、2. 本計画の目的及び位置づけでありますが、まず、目的でありますが、国等における生涯学習施策の動向を踏まえるとともに、第4次斑鳩町総合計画のまちづくりのテーマであります「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく"新斑鳩の里"」の実現に向け、住民の生涯学習に関する活動を効果的に支援できるよう本計画を策定するものであります。

次に、位置づけでありますが、町行政が取り組むまちづくりの方向性などを定めた、本町の町政の基本となる上位計画の第4次斑鳩町総合計画がありますことから、その総合計画や他の計画との整合性を図る中で、

生涯学習分野における個別計画となるものであります。

また、本町の教育の基本方針を定めた斑鳩町の教育基本方針について も、その内容を担うべき計画としております。

次に3ページの3. 計画の期間についてでありますが、先ほどご説明させていただきましたように、本計画の上位計画として、斑鳩町の総合計画がありますことから、本計画においては、計画期間を総合計画の計画終期にあわせ、2020年(平成32年)までとしております。また、この計画期間を前期と後期の計画に分け、前期の計画期間については、総合計画の前期計画期間が、2015年(平成27年)、また、後期計画期間が、先ほど申しあげました2020年(平成32年)となっておりますことから、それぞれの計画期間にあわせた形としております。

また、後期計画につきましては、この前期計画の進行状況を勘案した 上で、必要に応じ、この指標・目標、そして施策の内容について見直し を行ってまいりたいと考えております。

また、施策の実施にあたり、法改正や上位計画等の変更など諸情勢の変化が生じた場合は、必要に応じて、随時見直しを図ってまいりたいとも考えております。

4ページ 第2章では、基本目標、体系について纏めております。

まず、1. 基本目標でありますが、ここでは、本計画が目指す目標について明記しております。第4次総合計画では、まちづくりの基本的な考え方をふまえて、それを総合的な施策として展開するための基本目標として6つの目標を掲げており、その内、生涯学習分野の関連として、「文化の香り高く心豊かなまちづくり」と「すこやかに生き生きくらせるまちづくり」が掲げられておりますことから、これらの基本目標をめざす計画としております。

そして、生涯学習推進計画のテーマとして、「豊かな心を育てる生涯 学習のまちをめざして」と題しております。

学習やスポーツ、芸術、文化活動などの生涯学習活動は、心を豊かに するものであります、この生涯学習活動を一層活発にするとともに、本 町の豊かな歴史的・文化的資源の活用などを図り、次代を担う子どもた ちが豊かな感性や創造性、思いやりを持って生きる力を育める環境整備 によって、子どもから高齢者までの誰もが豊かな心を育てる生涯学習の まちづくりを推進していくこととしております。

続きまして、5ページ、2. 斑鳩町生涯学習推進計画体系図でありますが、ここでは、先ほど申しあげました基本目標を実現するために、1. 生涯学習の推進、2. 人権教育の推進、3. 次世代育成機能の推進、4. 生涯スポーツの推進、5. 文化・芸術の振興、6. 文化財の保全と活用と6つの柱といった形で体系的に整理しております。

そして、6ページから17ページに渡りまして、施策体系別事業といたしまして、この施策の柱を具現化するための事業について、それぞれの施策の柱ごとに目標及び事業名、そして、事業目標と前期計画における指標、目標値を記載しております。

以上、斑鳩町生涯学習推進計画についての報告であります。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

(なし)

委員長

そうしましたら、他に、理事者のほうから報告しておくことはありますか。 黒﨑総務課長。

総務課長

総務課から1点、報告事項がございます。

斑鳩町消防運営委員会の開催についてでございます。斑鳩町消防運営委員会を昨年度と同様に、6月議会開催中の総務常任委員会の開催日であります6月14日(金)に開催させていただきたいと考えております。6月14日の総務常任委員会終了にあわせ、消防運営委員会を開催させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、開会時間及び場所につきましては、後日文書のほうでご案内申 しあげますので、総務常任委員会委員皆様方と議長様には、よろしくお 願いをいたします。以上でございます。 委員長

西巻企画財政課長。

企画財政

企画財政課から1点後ご報告をさせていただきます。

課長

写真展「法隆寺~四季を巡る~」の開催につきましてご報告を申しあげます。

本年で世界文化遺産登録が20周年を迎えることから、これを記念して、読売新聞社とともに、同社が昨年4月から20回にわたり夕刊に掲載した「斑鳩の四季」の写真を中心に38点を借り受け、斑鳩町中央公民館の展示室において、休館日を除く、来月の6月7日(金)から13日(木)の間、写真展「法隆寺~四季を巡る~」を開催させていただきます。また、開催時間は午前10時から午後5時までとなっております。

本写真展は、それぞれの季節ごとに姿を変える法隆寺や法起寺など、 読売新聞大阪本社写真部の記者が撮影されたもので、これまでに、東京・ 銀座、大阪・梅田で開催され、また現在、札幌で開催されており、多く の方が来場されているところでございます。

なお、町広報紙6月号において、開催のご案内を掲載させていただく 予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、写真展「法隆寺〜四季を巡る〜」の開催につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

他にございませんか。 山﨑教育委員会総務課長。

教委総務 課長

先ほど嶋田委員のほうから、ご指摘のあった件でございます。図面の 修正漏れで、誠に申し訳ございません。現在は学校の外周道路の一部と なっております。そしてその西側は民家、家建っております。大変申し 訳ございませんでした。

委員長

今、報告いただいたことについて、それぞれ特にございませんか。 小野委員。

小野委員|

消防運営委員会の件なんですが、3月の全協でも議長から諮ってもら

いましたけど、年末警備についてね、今度の新しくできた消防運営委員会でいろいろ議論してもらって、実施できるようにということもありますので、今日はもう時間ないのでね、次の開会中の日でも、消防委員会の、時間的に前ですから、そこで一応皆さんと議論して、どういう形で年末警備を改善していくのかということをやってもらいたいと思いますので、委員長のほうでその旨よろしくお願いします。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

そうしましたら、以上をもって、各課報告事項については終わります。 続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があれ ばお受けいたします。 小野委員。

小野委員

時間、12時まわってますねんけど。先ほどからいろいろ議論した中とか、私が用意していた分についてはすべて一般質問のほうへ回させていただきますので、よろしくお願いします。

ただ、1点だけ。昨日ちょっと小耳に挟んだといったらおかしいんですが、奈良県でもご当地ナンバーということで、各首長なんかにもいろいろ話をされているようにも伺っております。その中で、森下橿原市長が、飛ぶ鳥と書いて飛鳥ナンバー、これの提唱をされておって、近隣というんですか、その中で、明日香村、高取町、御所市、香芝市と、賛成しているという、その実現に向かって協力していると。その中で、なぜか知らないけど私たちの斑鳩町長も賛成して、足並みを揃えているんかどういう形なのかは知りませんけど、そういうことを聞いたのでね、1点としてはそれが、私はご当地ナンバーだったら、飛鳥より、町長でしたらもうちょっと違うナンバーでやろうやとやるんかなと思いましたけど、飛鳥ナンバーに賛同されているというのは、あまりありえないなと思いますしね。それと、このご当地ナンバーを意思決定するのは、やはり最終的には私は議会の承認かなかったら、住民のため、と言いますの

は、斑鳩の住民がその飛鳥、飛ぶ鳥の飛鳥で満足するんかなという心配 もしてますのでね、それらも含めて、今日は町長お休みやって聞いて、 ちょっと残念ですねんけど、町長にじかに聞きたかったんですが、副町 長なんとか、なんか聞いておられるのかどうか。

委員長

池田副町長。

副町長

ご当地ナンバーにつきましては、今、国土交通省のほうで推進してお ります。ただ、奈良県全体という考えもありますし、奈良県の一定区域 というのもあるんですわ。一定区域というのは、例えば車の登録台数が、 例えばもう30万台以上とか、こういうエリアでしなさいよと。今やっ ているのは、富士山とかありますわね。富士山があります、一番新しい のはね。そういう規定があるんですわ。県全体でもいいですし、例えば 一定の区域、例えば今言われました飛鳥、橿原はね、橿原エリアとして 例えばその区域で乗用車が30万台以上ありますよと、そのナンバーが、 つけるのが、そういう規定があるんですわ。その中で今、以前、国土交 通省のほうからも説明がされましたんで、橿原を中心に飛鳥という名前 でね、飛鳥はやっぱり全国ブランドですので、進められると思います。 ちょっとそれに、飛鳥のご当地ナンバーについて、町長がどういうコメ ントをされたかいうのは、ちょっと私、記事ちょっと見てないんです、 その記事については。それについてはコメントは控えさせていただきま すけども、ご当地ナンバーは橿原市長さんが進めておられるのは、そう いうことがあってやられておると、全国的にあまり進んでないからいう ことで、今、国土交通省がお願いしておられることは確かでございます。 ただ、そしたら、北部、昨日もあったんですわ、ほな北部はどないしよ うか言うてね、あります。例えば斑鳩、広域7町だけでは、とても30 万台、その条件にあってきませんので、今、そういう状況で考えてくだ さい、できればそういう条件がクリアできれば考えてくださいよという ことで、今進めておられる状況です。

小野委員 何も報道じゃなくて、巷の話として、昨日ちょっと連絡いただいた。

それでその方は、今のような説明だったら、斑鳩の町長が飛鳥のほうへ乗っていくとか、そんなことはあり得んしなと、どうやの、ということで、それやったら1回総務委員会もあるし、聞かせてもらおうと。それで、もし首長がそれに、さっきの合併の協議会じゃないけど、それに向かって国土交通省からあるからということで、そして行きましょうと決定する時に、意思決定機関といったら議会なんですよね。だからそこまでのそれはないのかね。いや、首長が仮にですよ、この他の、高取の町長が飛鳥やからよろしいよ、なら、よっしゃそうしましょうと言うて、それだけで高取町の車は飛鳥ナンバーに変わっていくのかどうかということはどうなんですか。

副町長

まず、プレートナンバーを変えるというのは、当然運輸省が許可もっております。向こうの了解なかったら絶対変えられませんので。その時に、このエリアにしてくださいということで、各市町村からね、この区域でご当地ナンバーをこのナンバーに変えてくださいということを要望出すわけです。要望出して、それで、国土交通省でそうしましょうとなっていきます。その時に、こういう要望を出しますよというのは、議会には相談、当然すると、される、今ここで議論ないですからね、向こうのほうで議論されると思いますけども、議決事項ではないということは、こちらは理解しております。そういう議決事項はないです、ご当地ナンバーにつきまして。向こうの車のナンバーをそのナンバーにするだけですので。相談はされると思います。

小野委員

今、議決事項じゃないって言うけどね、相談するというだけでね、議会として判断できないというものじゃ。じゃなくて、やはり、斑鳩の住民が、このエリアでって国土交通省が決めよった、運輸省が決めたとか言うても、そしたら今、奈良県に住んでいるから、奈良のナンバーやから仕方ないから皆、奈良のナンバーでしてるんです。やっぱり飛鳥に対しての、仮にですよ、今の話、飛鳥とかいう、そういう名前で変えるっていうのは、まあ、飛鳥も奈良県なんは一緒やからね。斑鳩町いうのはもっと、どう言いますの、名前については合併の時でもいろいろあった

んですよ。そんだけのこだわりが私はあると思うんですよ、住民はね。だから斑鳩が飛鳥の中に含まれたんかと、端的に言えばね、そのように思われる住民もおられるように思うので、やはり、議会の、要望を出すときに、要望って一緒に行動すると仮にしたときですよ、もし、町長そんなん全然こんなん関係ないねんと、私はもう初めからと言って、参加することないねんと言うてはって、また、違うの考えてはるのやったら、それは最終的には議会とも相談というのは、それはわかるんやけどね、私そういう、どうなんやろということで連絡してきたんが、斑鳩町長が入っているということで、それから地域的に言っても、香芝市の市長がそれで賛成しとるという噂もあるねんけど、それもおかしいなと思てるねんというような、名前的に、ネーミングですからね、そこの地域の。だからそんな簡単に首長同士で話決まって、要望出して、それで運輸省、国土交通省でも、それを見たりして、そうしてもいいということで許可下ろすって、そんな制度では私はないと思います。

委員長 暫時休憩します。

(午後 0時14分 休憩)

(午後 0時14分 再開)

委員長 再開します。 池田副町長。

副町長

当然、各首長が、例えば橿原市さん、そう言われておると、どういう動きあるか知りませんけども、仮に橿原市さん近辺で30万台がこの区域でしますよとなったらね、当然、国土交通省が言っておるのは、住民の合意が必要ですと言われておるんですわ、当然ながら。それはアンケートなり調査を促進してくださいよと言われておりますんで、それを実施してするわけで、はい、ただ、初めて聞きましたね、こんなん。こっちは飛鳥のナンバーなんやかんやなんて全然、事務の、誰も聞いていないと思いますので。ですから一般論として、橿原の例を出して、そこを斑鳩が飛鳥なるという議論したら、私も答弁しようがないんで、それは

勘弁願いたいと。お願いします。

小野委員

結局ね、住民合意がやっぱり必要だと、運輸省も。だからいきなりその首長が、そういう名前でやっていくとか、それはないと思うんです。昨日電話したのは、斑鳩町長が入っているということが、町長じかに聞いてないからね。だからその議論はもうやめておきます。だからそういうことを聞いていると。もしそして斑鳩の町長が、斑鳩という名前とか法隆寺ということで皆に声かけてやっていく時、やはり住民合意も必要ではないのかなと、議会にもそうして、そういう議決とまでいかなくてもね、合意が必要じゃないのかなということを言ってるだけで、要望書を出してしまってぽんぽんといけると、そんなものじゃないなということを確認したかっただけです。以上です。

委員長

他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長

ないようですので、その他については、これをもって終わります。 以上をもちまして、本日の審査案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長に ご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後 0時17分 閉会)